

平成27年御嵩町議会第3回定例会会議録

1. 招集年月日 平成27年9月2日
2. 招集の場所 御嵩町役場議会議場
3. 開 会 平成27年9月2日 午前9時 議長宣告
4. 会議に付された件名
 - 報告第9号 平成26年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
 - 認定第1号 平成26年度御嵩町一般会計歳入歳出決算認定について
 - 認定第2号 平成26年度御嵩町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
 - 認定第3号 平成26年度御嵩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
 - 認定第4号 平成26年度御嵩町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
 - 認定第5号 平成26年度御嵩町下水道特別会計歳入歳出決算認定について
 - 認定第6号 平成26年度御嵩町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
 - 議案第29号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
 - 議案第30号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
 - 議案第31号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
 - 議案第32号 平成27年度御嵩町一般会計補正予算（第2号）について
 - 議案第33号 平成27年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
 - 議案第34号 平成27年度御嵩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
 - 議案第35号 平成27年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第1号）について
 - 議案第36号 平成27年度御嵩町下水道特別会計補正予算（第1号）について
 - 議案第37号 御嵩町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第38号 御嵩町手数料条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第39号 御嵩町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第40号 工事請負契約の締結について
 - 議案第41号 工事請負契約の締結について
 - 議案第42号 工事請負契約の締結について
 - 議案第43号 財産の取得について
 - 議案第44号 財産の取得について
 - 発議第2号 御嵩町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

議事日程第1号

平成27年9月2日（水曜日） 午前9時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

(1) 会期

(2) 会期及び審議の予定表

日程第3 町長の施政方針の発表

日程第4 諸般の報告

議長報告 4件

(1) 保険で良い歯科医療の実現を求める意見書

(2) 住民の安全・安心を支える国土交通行政の体制・機能の充実を求める陳情書

(3) 外国人の扶養控除制度の見直しを求める意見書の採択を求める陳情

(4) 例月現金出納検査の結果について（報告）（平成27年5月分から7月分まで）

町長報告 1件

報告第9号 平成26年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

日程第5 議案の上程及び提案理由の説明 23件

認定第1号 平成26年度御嵩町一般会計歳入歳出決算認定について

認定第2号 平成26年度御嵩町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第3号 平成26年度御嵩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

認定第4号 平成26年度御嵩町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第5号 平成26年度御嵩町下水道特別会計歳入歳出決算認定について

認定第6号 平成26年度御嵩町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

議案第29号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

議案第30号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第31号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第32号 平成27年度御嵩町一般会計補正予算（第2号）について

議案第33号 平成27年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

- 議案第34号 平成27年度御嵩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第35号 平成27年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第36号 平成27年度御嵩町下水道特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第37号 御嵩町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第38号 御嵩町手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第39号 御嵩町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第40号 工事請負契約の締結について
- 議案第41号 工事請負契約の締結について
- 議案第42号 工事請負契約の締結について
- 議案第43号 財産の取得について
- 議案第44号 財産の取得について
- 発議第2号 御嵩町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

日程第6 議案の審議及び採決 6件

- 議案第29号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 議案第30号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第31号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第40号 工事請負契約の締結について
- 議案第41号 工事請負契約の締結について
- 議案第42号 工事請負契約の締結について

出席議員（12名）

議長 大 沢 まり子	1 番 奥 村 雄 二	2 番 安 藤 信 治
3 番 伏 屋 光 幸	5 番 高 山 由 行	6 番 山 口 政 治
7 番 安 藤 雅 子	8 番 柳 生 千 明	9 番 山 田 儀 雄
10番 加 藤 保 郎	11番 岡 本 隆 子	12番 谷 口 鈴 男

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 渡 邊 公 夫	副 町 長 瀬 瀬 久 美
-------------	---------------

教 育 長	高 木 俊 朗	総 務 部 長	寺 本 公 行
民 生 部 長	山 田 徹	建 設 部 長	伊 左 次 一 郎
企 画 調 整 担 当 参 事	葛 西 孝 啓	教 育 参 事 兼 学 校 教 育 課 長	田 中 秀 典
総 務 防 災 課 長	亀 井 孝 年	企 画 課 長	各 務 元 規
環 境 モ デ ル 都 市 推 進 室 長 兼 ま ち づ くり 課 長	可 児 英 治	亜 炭 鉱 廃 坑 対 策 室 長	鍵 谷 和 宏
税 務 課 長	若 尾 要 司	住 民 環 境 課 長	大 鋸 敏 男
保 険 長 寿 課 長	加 藤 暢 彦	福 祉 課 長	佐 久 間 英 明
農 林 課 長	石 原 昭 治	上 下 水 道 課 長	須 田 和 男
建 設 課 長	筒 井 幹 次	会 計 管 理 者	水 野 嘉 博
生 涯 学 習 課 長	若 尾 宗 久		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 小木曾 昌 文

議 会 事 務 局
書 記 金 子 文 仁

開会の宣告

議長（大沢まり子君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しています。

したがって、平成27年御嵩町議会第3回定例会は成立しましたので、開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者及び委任者は、お手元に配付してあります報告書のとおりですので、よろしくお願ひします。

企画課秘書広報とケーブルテレビ可児より撮影取材の依頼がありましたので、これを許可します。

本日の日程は、お手元に配付しました議事日程のとおり行いたいと思いますので、よろしくお願ひします。

会議録署名議員の指名

議長（大沢まり子君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、3番 伏屋光幸君、5番 高山由行君の2名を指名します。

会期の決定

議長（大沢まり子君）

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、去る7月30日の議会運営委員会において、本日より9月18日までの17日間と決めていただきました。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、会期は本日より18日までの17日間とすることに決定いたしました。

なお、会期中の議案の審議等の予定は、お手元に配付しました会期及び審議の予定表のとおり行いたいと思いますので、お願ひいたします。

町長の施政方針の発表

議長（大沢まり子君）

日程第3、町長の施政方針の発表を行います。

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

おはようございます。

長丁場になりますが、ぜひ健康の管理もしていただき、この第3回定例会を無事終わられるよう頑張っていたきたいというふうに思います。

今定例会から、挨拶と施政方針を同時に行うということになりましたので、よろしく願いいたします。

第3回定例会開催に当たり、御嵩町長3期目の私の所信と、今回の議案に関係する部分を含めて施策の基本的な考えの一端を述べさせていただきます。

町制施行60周年という長い歴史の中で、2度目の無投票という栄誉ある結果で3期目の町政を担わせていただくことになりました。無投票の責任の重みをひしひしと感じ、町民の皆様の期待を裏切ることのないよう、一層の覚悟を持って職務に当たることをお約束したいと思っております。

8年前から行財政の体質改善に取り組んできた成果が、基金の総額や、職員の気持ちが前向きになってきたことにあらわれています。特に1期目4年間は行財政についての質問を多く受けてまいりました。その都度、体質の改善をするには5年の時間をいただきたいと答弁いたしました。

理由は多く、根深いものもありますが、理解していただきやすいものとして、実質公債費比率の指数がすぐに改善しなかった理由として、前町政において、税や料金は町の事業を展開するために必要としているのであって、貯金するためのものではないとの考え方が基本になっていたこと。国や県の補助制度や交付制度を利用しきれず、町単独事業が多かったこと。町単独事業の地方債の償還に据置期間（最長5年）を設定した起債が多かったこと。下水道事業、老人福祉施設事業、一般廃棄物処理施設ささゆりクリーンパーク等、喫緊の課題が大型の事業であり、それが複数重なったことなどが考えられます。

また、将来負担比率においては、新たな地方債発行をする場合には、プライマリーバランスの遵守を徹底するよう体質の改善をしてまいりました。結果、渡邊町政当初5年間は公債費の関連数値は悪化の一途をたどっているかのように見えましたが、6年目以降は目に見える好転を示してまいりましたことは、行財政の体質改善が順調に成果を上げていることを示しております。ある意味、この8年間で今後の4年間に向けて飛躍するための準備をしてきたということであり、今後はどのようにその幹を太くし、枝葉に花を咲かせ、実をつけさせるかが課題になります。これまで以上に、施策を実現していくためのアイデアを練って進めていきたいと

考えておりますが、大型の事業が控えておりますので、数値の変化は必至であり、その点については御理解を賜りたいと考えております。

今後の御嵩町の方向性について申し述べます。

初めに、施策の中心に教育を位置づけることについてであります。

それぞれの市町村がいろいろな事業を行うと考えられますが、御嵩町は特に教育を基本に置いていこうと改めて自分の中で確認したところでございます。

子育て世代が住居を検討するときに、教育が充実していることは検討材料として優先順位が非常に高いと思われ、充実した教育に魅力を感じ、御嵩町を選択していただければ、人口対策に結びつくことになります。

教育の中でも特に力点を置きたいのが外国語教育であります。外国語に強い子供を育てれば、将来、経済・産業等の振興の精鋭として御嵩町にグローバルなチャンスをもたらす活躍が期待できることとなります。

全てが物語のようにつながっていく可能性が高いのが教育であると考えております。御嵩町で教育させたいと思っただけの魅力ある教育環境については、子供への教育のみならず、親御さんにも住みやすく働きやすいよう支援することも必要であると考えております。

決して子育て世代のみに偏った施策を行うということではございませんが、将来を見据えた場合、あらゆる課題において教育が重要なポイントになると考え、施策の中心に教育を位置づけ、進めていきたいということでもあります。

次に、災害時の対応準備の充実についてであります。

昨日9月1日は防災の日であり、この1週間は防災週間であります。防災の日及び防災週間は、政府、地方公共団体等、防災関係諸機関を初め、広く国民が、台風、豪雨、豪雪、洪水、地震、津波等の災害についての認識を深めるとともに、これに対する備えを充実・強化することにより、災害の未然防止と被害の軽減に資するために設けられています。

本町では、この趣旨に沿って毎年9月の第1日曜日に防災訓練を行っており、本年はこの6日としております。

今回は大規模地震を想定し、住民参加型の避難所開設・運営訓練を御嵩町防災リーダーを中心に行うことを計画しております。

御嵩町防災リーダーは防災訓練等での活躍のほか、災害時には、習得した災害に対する正しい知識や技術によりの確な救援救護活動が期待されております。今後も防災リーダーを育成する御嵩町防災アカデミーを開講し、地域防災の中心的な役割を担う人づくりを進めてまいります。

続いて、防災に対する施設等の整備についてであります。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災はいまだに大きな爪跡を残し、私たちに生々しい記憶を残しております。

東日本大震災を教訓に、その直後である平成23年度より認め、制度化した財源が緊急防災・減災事業債であり、その財源を使うことができるのは平成28年度までとされています。

科学的にも、また地方自治体としても発災を逃れることはできませんが、発災後の減災はできると確信しております。減災は、物理的な観点、精神的な観点から配慮されなければなりません。充当率100%、交付税措置率70%と実質的な町の負担額が少なく、財政的に非常に有利な緊急防災・減災事業債によって防災拠点施設の建設を上之郷地区で進めてまいります。

これまでの議会や住民懇談会、各種団体との意見交換の場からの意見・要望を可能な限り反映させた基本設計をもとに、施設の具体的な間取りや構造、材料の仕様などを調整した実施設計が完了いたしました。

本定例会に、平成27、28年度の施設整備工事を見込み、債務負担行為を含む一般会計補正予算を計上しております。

大規模災害の発災直後に行政機関が機能しない理由の中で、最も懸念されておりますのが役場庁舎自体の崩壊という問題であります。

本町の役場本庁舎は耐震性能への不備が指摘されており、発災後の公助を含めた町行政の執行・維持運営機能がかなり高い確率で喪失されるおそれがあります。

地下基盤の強化については、現在、亜炭鉱廃坑の充填工事を実施中ですが、建物部分の整備方針について検討いただくため、議員、大学教授、建築士、各種団体の代表者等を委員とする御嵩町庁舎整備検討委員会を組織し、8月25日に第1回目の会議を開催いたしました。

現庁舎の耐震補強をするのか、この場所での建てかえをするのか、別の場所に建てかえをするのか、それぞれのメリット・デメリットを比較し、白紙状態から方向性の決定をしたいと考えております。会議の内容については情報公開しながら進めてまいります。

中保育園は、昭和46年に現在の建物ができてから既に44年がたち、老朽化が進んでおり、建てかえ等の対応に迫られています。安全・安心な施設での保育環境の整備は最重要課題です。

こうした状況に対応するため、中保育園の老朽化対策に関する方向性を検討する委員会を組織し、8月29日に第1回目の会議を開催いたしました。平成19年の御嵩町立保育所民営化等調査検討委員会の報告から8年以上がたっており、御嵩保育園の民営化検証の再確認、そして昨今の国の制度、町の財政状況、あるいは町保育行政のあり方等も踏まえ、白紙の状態から、保護者やその他関係者の意見を聞きながら、できる限り速やかに検討を進めてまいります。

ことし3月、B&G海洋センター体育館天井部の構造がつり天井であると判明し、対象となる非構造部材の金属製バーについて耐震調査を実施した結果、地震による落下の危険性がある

ことがわかりました。当施設は、スポーツ振興施策の主要拠点だけでなく、災害時の地域住民の避難所にも指定されているため、早急に天井等の耐震補強について進めてまいります。

本工事の計画概要は、天井部の金属バー撤去及び照明等の設備補強、並びに壁面上部の延長に伴う装飾などです。工事期間は11月中旬から約2カ月間を予定しております。

なお、今回の補正予算において、B&G海洋センター非構造部材耐震補強事業として計上しております。

次に、道路等のインフラ整備についてであります。

東日本大震災では、多くの人命はもとより、人々の豊かな生活を支える道路や港、電気・水道などの基盤、いわゆるインフラを失い、いまだ復興に至っておりません。いつもそこにあるインフラが突然損壊し、数年もの間利用できない不便さは容易に想像ができます。私たちの現状に照らし合わせて考え続け、予防策を進めていかなければなりません。

国においては、次月地内の9・20災害の復旧を終え、現在では美佐野から次月峠の区間において土砂崩壊防止や落石防止などの防災工事が進められており、これが完了すると、数回の検証の後、現在の連続雨量100ミリ規制が解除となる予定です。この事業につきましては平成29年度の完了を目指しているとの報告を受けております。引き続き、事業の早期完了を要望してまいります。

また、顔戸地内においての国道路面地下空洞充填工のほか、新丸山ダム工事事務所では、ダムの本体工事に備え、地域に生活される方々の利便を確保するため、県道井尻・八百津線の生活再建道路建設事業が進められており、橋脚工事に続き、いよいよ上部工に着手いただけることとなっており、道路の全容が体をなしてまいります。

一方、県におきましては、多治見・白川線において、（仮称）伊岐津志トンネルの供用開始に向け、昨年度に引き続き、国道21号の大庭交差点から21号バイパス間において、亜炭廃坑に起因する路面陥没対策事業に着手いただける予定になっているほか、長年要望を続けてまいりました大庭交差点改良に向け事業が進められています。当年度は道路改良設計及び用地確保の予定となっております。なお、改良工事は次年度を予定し、トンネルの平成28年度中の供用開始を目指していただいております。

上之郷地区水道未普及地域解消事業につきましては、既に西洞、綱木地区及び小原地区の一部において給水を開始するに至っており、平成28年度の事業完了を目指し、順調に進めている状況であります。今後は1日も早く、1世帯でも多く受水をしていただくことが肝要と考えております。

水道施設整備におきましては、一昨年8月の長岡地内長谷送水ポンプ場内水道管破損事故を受け、平成26年度から27年度の債務負担により、老朽化した施設の全面更新を進めてまいりま

したが、今月末には全ての工事が完了する運びとなりました。今後とも老朽管路の更新事業を進めつつ、安全かつ安定した水の供給に努めてまいります。

また、豪雨に備えるための長岡地内の雨水幹線第3工区工事につきましては、工事に使用する製品の準備を進め、農業用水も必要な時期を終えますので、いよいよ国道横断工事から進めてまいります。

各地で発生するさまざまな災害への準備は、町民の皆様の自助・共助を初め、各行政機関との連携による公助を念頭に、安全で安心な基盤づくりに努めてまいります。

次に、亜炭鉱廃坑問題の取り組みについてであります。

全く進めなかった鉱害予防への扉をあけた南海トラフ巨大地震亜炭鉱跡防災モデル事業も来年度は最終年度を迎えます。

防災モデル事業終了後の次の一步は、将来の対策継続につながる一步になると思っておりますが、その道は最初の一步を引き寄せたときよりもさらに厳しい道がゆえに、重要な一步になると考えております。

やっと手のかかった鉱害予防への道をさらに力強く引き寄せるために、これからも町議会と一体となった努力をしていきたいと考えておりますので、議員各位におかれましても格別の御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

本定例会に、平成27年度防災・安全交付金事業路面安全対策亜炭鉱廃坑充填工事の請負契約締結のための議案を上程しています。

この工事の実施場所は、南海トラフ巨大地震亜炭鉱跡防災モデル事業第2期防災工事に隣接する町道の一部です。これにより、南海トラフ巨大地震亜炭鉱跡防災モデル事業、特殊地下ごう等対策事業、防災・安全交付金事業に取り組むこととなります。

町としては、事業実施を通してさまざまな課題も見えてきておりますが、確実に本町の亜炭鉱空洞は少しずつ埋まりつつあります。

役場と隣接する小・中学校で実施しているモデル事業第1期防災工事と特殊地下ごう等対策工事は工事完成の時期を迎えております。

しかし、両工事ともに夏休み期間を利用して工事進捗に努めてきましたが、充填状況の確認作業に時間を要することなどの理由から、ともに工期を延長しております。今後、工事完成に向けて、しっかり作業を進めてまいりたいと考えています。

また、本定例会には両工事の工事請負契約の一部変更の議案を追加上程する予定としておりますので、よろしくお願いいたします。

本年度から岐阜県が設置する南海トラフ巨大地震亜炭鉱跡防災モデル事業活用研究会で、モデル事業の課題や利点を踏まえつつ、今後の亜炭鉱廃坑対策等を検討するための取り組みが始

まっています。亜炭鉱廃坑対策の調査・研究の取り組みでは先頭を走る本町ではありますが、研究会を通して、さらにこの分野でも努力していく必要があると考えています。

次に、地方創生の推進についてであります。

国は、少子・高齢化の進展に対応し、人口の減少に歯どめをかけるとともに、東京圏への一極集中を是正し、地域での住みよい環境の確保を通じて、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくため、人口の現状と中・長期展望を提示するまち・ひと・しごと創生長期ビジョン及び5カ年の政策目標・施策等を掲げたまち・ひと・しごと創生総合戦略を定めました。

地方自治体においても、国のこれらの内容を踏まえ、地方版まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定することが求められています。

本町においても、5月に御嵩町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進本部を立ち上げ、御嵩町人口ビジョンと、人口の将来展望を踏まえた効果的な施策となる御嵩町地方創生総合戦略の策定に着手しております。

特に、この総合戦略を効果的、効率的に推進していくため、幅広い分野からの意見を聴取する必要があり、産業、行政、教育機関、金融、労働、メディアの各分野の方で構成するみたく創生有識者会議を組織し、7月29日に第1回目の会議を開催いたしました。

選定させていただいた委員の方は、これまでの住民代表が主体の各種委員組織とは異なり、大半の方が御嵩町外に住み、御嵩町に何らかのかかわりを持つ方に就任いただいております。

御嵩町の特性として、愛知県通勤圏型のタイプであることを踏まえ、委員の皆さんが住む名古屋や岐阜が御嵩町とどう異なるのか、都市部から見て御嵩町に何が不足しているのか、どうしたら魅力を高め、御嵩町に住んでみたい町とできるのか。そんな視点で意見をいただきながら、御嵩町の目指すべきもの、地域特性を伸ばしていく方法、子育てする環境として魅力あるもの等を具体的に検討していきたいと考えております。

現在、推進本部では、「環境のまちが元気」「ひとが元気」「しごと・経済が元気」「モノ・コトが元気」「暮らしが元気」の5つの柱となる基本目標を定め、今後、具体的な施策を策定することになります。

役場内部においても、子育て支援や若者移住、観光施策などの施策を部局横断で研究し、町の施策展開に生かしていくことができるよう、若手職員政策検討プロジェクトチームをスタートさせたところであります。

なお、今回の補正予算において、総合戦略の先行型事業として、国の平成26年度地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金、いわゆる地方創生先行型上乗せ交付分を活用する移住交流・子育てポータルサイト事業、地域経済活性化事業、支え合いの地域づくり推進事業など6課7事業を計上しておりますので、よろしく願いいたします。

次に、環境モデル都市事業の推進についてであります。

御嵩町は、環境モデル都市として2年目の取り組みをスタートさせております。

1年目の主な事業の1つとして、グリーンニューディール基金制度を活用した事業を実施いたしました。地震や台風等による大規模な災害に備え、避難所や防災拠点等に位置づけられている5施設において、災害時等の非常時に必要な照明、ラジオ、携帯電話の充電など最低限のエネルギーを確保するために、太陽光発電や蓄電池、燃料電池、まきストーブなどを導入しました。その設備の有効性について、今回の防災訓練において参加者にPRする予定であります。

また、1月には、「森づくり」をテーマとして、環境モデル都市行動計画に示された森林経営信託を初めとする森林整備の町内外に向けた積極的な周知と、理解及び参加を促す御嵩町森づくりフォーラムを開催いたしました。

今年度は新たな取り組みとして、環境モデル都市行動計画の中の人づくり・場づくりを前進させるため、8月に「森と未来を切り拓く 環境都市交流体験プロジェクト」を実施いたしました。

公募による町内の中学2年生6名が参加し、町職員、学校教諭、環境団体構成員の3名が同行いたしました。森林環境教育や、ほかのモデル都市との交流・連携を深めるため、環境モデル都市の先輩であり、現在その発展型の環境未来都市である北海道下川町で開催したものであります。

下川町は、継続的に環境学習を深めていくために、教育機関、行政、NPO法人による協働のもと、幼児から高校まで成長段階に合わせた目標を設定し、15年間一貫して授業で取り組んでおられますので、本町の環境政策の基礎となる人づくりを推進するための環境教育の場として最もふさわしいと考え、研修先として選定いたしました。こうした環境の中で森林環境を学び、先進的な林業に触れ、そこで得た経験を町へと還元できる人材の育成を目指したものであります。

参加した生徒は、学校や環境フェア等での成果発表を通じて、学習の理解度の向上を図ること、また同行者の3名は、今回の環境学習のノウハウを本町の環境学習に取り入れることが今後の目標となります。

7月31日に実施した環境都市交流体験プロジェクト参加者出発式の際には、環境モデル都市の取り組みを推進するに当たり、今回派遣した子供たちを環境に関する活動の実施・PR活動をするサポーターとして任命しました。

子供たちには、今回の環境学習を通じて、森林が人に与える恵みを感じ、森林を大切に思う気持ちが生まれたものと考えております。

森林が周囲の環境にどのような影響を与えているか、またそのことが自分たちの生活や将来

の世代にどのような影響を及ぼすかなど、人間と森林との相互作用について正しく認識し、今後の考え方や行動に生かしていくことを期待しております。

次に、名鉄広見線存続についてであります。

名鉄広見線につきましては、今年度が協定書に基づく最終年度であることを踏まえ、高校受験など進路に重大な影響を及ぼすことがないように、早い時期での次期存続発表ができるよう関係者の真剣な協議が行われております。

8月27日には第17回名鉄広見線活性化協議会を開催し、次期運行のあり方についてを議事報告とさせていただきます。

ことし2月の第15回活性化協議会で、平成28年度以降の財政支援期間及び支援額について、維持存続を基本として平成28年度以降も現行の体制を維持するとした方針に基づき、事務局レベルで協議を実施してまいりました。

平成24年度の利用者数を維持するとした平成25年度からの名鉄広見線活性化計画に基づき、さまざまな利用促進策を進めてまいりましたが、平成26年度の利用者状況は、消費税導入前の定期券先買いによる影響があるものの、利用者減少に下げどまりがかからない状況が続いています。

その一方で、昨年実施した住民アンケートでは、運行継続を求める声が増加している住民の意向の変化や、この先、（仮称）伊岐津志トンネルの供用開始に伴い、名鉄広見線の利用環境の向上などの物理的変化が期待できることを踏まえ、事務局レベルでは、財政支援期間は平成28年度から平成30年度までの3年間とし、支援金額は各年度1億円とする現行の枠組みを維持した内容で調整があったことの報告を受けました。この後、可児市と本町は、それぞれの議会で議決の後に名鉄との合意をもって最終決定とすべく、今回の補正予算で債務負担行為を上程しております。

今後は、次期運行支援期間となる平成28年度から平成30年度までの3年間の名鉄広見線活性化計画を策定していくこととなります。現在、利用促進検討調査事業として岐阜県の支援を受け2つの事業を実施しております。1つは、岐阜県清流の国ぎふ振興補助金を活用して、昨年の住民アンケートで要望のありました明智駅に無料駐車場を整備した場合の利用調査、もう1つは、岐阜県地域公共交通協議会が事業主体となって、（仮称）伊岐津志トンネルによって交通環境の変化の影響を予測する名鉄広見線とバス交通の連携向上による広域交通網形成に関する基礎調査です。これらの調査結果を踏まえ、今後の名鉄広見線活性化計画に盛り込んでいきたいと考えております。

引き続き、国や岐阜県と連携を図るとともに、各種団体を初め、住民の皆様の協力を得ながら地域の魅力づくり等に取り組み、地域外来訪者の増加策を含めた利用促進を図ってまいりま

す。

次に、観光事業についてであります。

御嵩町への観光客の誘致について、今後は外国人をターゲットとすべきときが来ていると感じています。

御嵩町は、7月17日に外務省で開催された地域の魅力発信セミナーに初めて参加いたしました。

地域の魅力発信セミナーは、近年、自治体を初めとする地域で取り組まれている姉妹・友好都市交流、観光誘致等、多様な国際的活動を支援するため、外務省が自治体と駐日外交団の間のかけ橋となり、自治体が外交団に対し地域の諸情報を発信する場を提供する事業であります。

今回は、本町と同じ環境モデル都市である豊田市とともに、プレゼンテーションと、外交団との自由交流の場である交流会の2部構成で開催されました。本町のプレゼンテーションは全て英語で行い、初めに職員が御嵩町の有する観光資源である宿場や歴史、またみたけ華ずしについて写真を中心に紹介し、最後には私が代表して御嵩町、豊田市への来訪の呼びかけを行いました。

さらに交流会では、本町スタッフが浴衣と股旅姿になり、みたけ華ずしの試食と日本酒や舂五山茶の試飲を展開することで、ほかの自治体との違いを演出いたしました。

当日は外交団36、公館42名を初めとする多くの来場者の方に御嵩町をPRすることができました。アンケートでは、本町に訪問したいと回答された国が18カ国で、一定の手応えを感じたところであります。11月下旬には外務省主催の地方視察ツアーが2日間の日程で予定されており、1日目は豊田市、2日目は御嵩町に訪問していただく日程となっております。

本町では、プレゼンテーションで紹介した願興寺や竹屋へ訪れていただくことや、みたけ華ずしづくりを体験していただくことなどを計画しておりますが、職員のアイデアにより今後の誘客に結びつく行程を立てたいと考えております。なお、今回の補正予算において、この地方視察ツアー実施に必要な経費を計上しております。

また、7月26日から8月22日まで、町内の企業が主体となって、フランスより2名の研修生受け入れを行いました。これは、みたけ華ずしが東京での活動を展開した際に国際交流の活動をしている方と知り合い、それが縁で紹介を受けたものであります。

研修生は、ホームステイや日本企業での労働研修体験を通じて日本語の習得を目指すことを目的に御嵩に滞在しました。2人とも優秀な大学生であり、将来は御嵩町とフランスをつなぐかけ橋となることを期待しております。また、こうした取り組みを通じて、御嵩町の中で海外を意識する機運が少しずつ高まってきていると感じております。

国においては内需減少等の厳しい経済環境に対応するため、日本の文化やライフスタイルの

魅力を付加価値に変え、海外需要を獲得し、日本の経済成長につなげるクールジャパン政策を展開しております。

今回の事業を通じて、町内での消費促進に向けて、外国人に対して購買意欲をかき立てたり、好印象を与えたりするためにはどのように情報発信するべきか、効果的な情報発信のあり方をどう確立すればよいのかを検証いたします。

取り急ぎ、休憩のために訪れた外国人観光客に役立つ情報として、御嶽宿わいわい館に英語表記の案内を設置したところであります。

今後も外国人のニーズを意識した事業を展開し、外国人観光客を増加させることで、地域経済の活性化を図ると同時に、外国人観光客の訪町をアピールすることにより日本人観光客の誘致にも好影響をもたらすものと期待しております。その結果として、名鉄の利用促進にもつながればと考えております。

次に、願興寺本堂改修についてであります。

願興寺は、県重要文化財である鐘楼門の改修事業が完了した後、所有者である小川住職から本堂改修にかかる旨の報告、並びに文化財保護の立場で御嵩町に対して支援依頼があり、町としての対応等を考えていきます。

住職の改修着手の意向を受け、直ちに文化庁の窓口である岐阜県教育委員会に改修事業に向けた事務レベルの協議を行いました。現在は、本堂改修に係る概算見積もりを文化財建造物保存技術協会に依頼しており、あわせて、研修に関し広く町民に周知し、多くの意見を反映させるため願興寺本堂修理等検討設置委員会の立ち上げを進めております。

今後、概算見積もりを受け、改修に係る事業計画を確定させ、平成28年度中に国指定重要文化財の国庫補助申請、本堂改修の工事着手の運びとなる予定でありましたが、先般実施された第1次現地調査の結果、損傷が激しく、400年前の木材を極力残すための工法の検討期間が必要とのことで、1年先送りの要望が文化財建造物保存技術協会からあり、同意する予定でおります。以降は、事業主を初め、岐阜県教育委員会、文化庁とも協議をしながら事業を進行していきます。

次に、高齢者の健康推進についてであります。

ことし、世界保健機関（WHO）が発表した人の平均寿命で、日本は男性が80.21歳で世界4位、女性が86.61歳で世界第1位、その平均寿命は84歳で世界一ということでもあります。日本はまさに長寿の国となっていることがわかりますが、大切なのは、高齢となっても健康でいられることであると考えております。

健康上の問題がない状態で日常生活を送れる期間、いわゆる健康寿命と平均寿命の間には、男性で約9年、女性で約13年の差があると言われております。しかし、健康寿命を延ばして、

その差を短縮することができれば個人の生活の質の低下を防ぐとともに、医療費や介護給付費などの社会保障負担の軽減も期待できます。

御嵩町では、これまで高齢者の介護予防や現役世代からの健康づくり対策、各種医療保健予防事業の推進を行ってまいりました。今後も、各地域における高齢者生きがい活動事業や筋トレマシン、介護予防体操等での健康づくり事業、丈夫な体と脳、健やかな歯と口腔づくりのための各種健診事業を展開して、平均寿命と健康寿命の差を縮めるよう努めてまいります。

次に、介護保険についてであります。

介護保険法の一部改正に伴い、この8月からは、所得の多い人は介護サービスに係る自己負担が2割になるなど、介護保険制度が大きく変わってきております。

平成29年4月までには新しい総合事業の創設ということで、要支援者の訪問介護と通所介護を地域支援事業に移行する際の受け皿づくりや、ボランティアを中心とした生活支援サービスの拡充が求められています。

また、平成30年4月までには、生活支援サービスの充実と高齢者の社会参加、認知症施策の推進、在宅医療・介護の連携の推進といった事業を開始しなくてはなりません。

それぞれ開始まで猶予期間をいただいているところではありますが、できることは早目に取りかかりたいとの思いから、今回の補正予算に計上しております。

新しい総合事業の推進、生活支援サービスの充実・高齢者の社会参加では、要支援者の訪問介護、通所介護において、地元の高齢者の方々も含めたボランティアの力なしでは実施することは不可能であるとの思いから、ボランティアに関する予算を2つ計上しております。1つ目は、既存のボランティア団体に地元の高齢者の居場所づくりも兼ねてサロンを運営してもらうための物品補助。2つ目は、協議会立ち上げも視野に入れ、ボランティア参加への機運を盛り上げるための講演会開催であります。

共助とは、災害時に必要とされるだけではありません。日常的な地域社会生活において、特に高齢者に対して必要となります。私が町長就任時よりお願いしてきましたのは、健常な高齢者が要支援や要介護の高齢者を支える地域社会の構築であり、人間関係の維持であります。今後も同様のお願いを町民に語りかけていきたいと考えております。

そして、認知症施策の推進では、認知症初期集中支援チームを包括支援センターに配置する必要があるため、関係職員の研修への参加費用等を、また在宅医療・介護の連携の推進では、可児市、可児医師会と協議を重ね、可児市と共同で医療介護マップをつくることとなったため、その費用負担分を今回の補正予算に計上しております。

最後になりましたが、今回議案として提出いたします補正予算案件について若干述べさせていただきます。

今回提案の一般会計補正予算関連についてであります。決算に伴う補正のほか、骨格予算として編成した平成27年度当初予算への肉づけに伴う予算を計上しました。

主なものを御説明いたします。

まず、歳入についてですが、交付額の決定による普通交付税 1 億4,809万円、総合戦略の先行型事業に対する地方創生先行型交付金1,000万円、前年度決算を受けた繰越金 1 億81万2,000円などを増額計上しております。

次に、歳出であります。総合戦略の先行型事業費1,413万1,000円、防災コミュニティ複合施設の整備工事費1,300万円、海洋センター非構造部材耐震補強工事費1,890万円などを増額計上しております。

補正予算額は、歳入歳出ともに 3 億2,405万6,000円の追加となっております。

以上、3期目の町政運営について所信を表明させていただくとともに、補正予算の概要について御説明申し上げました。

議員の方々におかれましては、任期が7月26日から始まり、7月30日に開催された臨時会において、大沢議長、高山副議長など議会の役員構成も決まり、新たなスタートをしていただきました。

今、スピード感を持って地方創生を進めるに当たり、中身の濃い議論を効率よく行うことができる行政と議会との緊張感ある信頼関係を構築することが求められております。

最適の人材が最良の仕事をするを「役割を果たす」と言います。誰もが住みよい御嵩町にしていこうとするまちづくりへの情熱は、行政も議会も同じであると考えております。その情熱を見失うことなく、前向きで活発な議論がなされる御嵩町議会となることを期待しております。

今回提案いたしますのは、平成26年度の決算認定 6 件、人事案件 3 件、一般会計補正予算案など予算関係 5 件、条例関係 3 件、その他 5 件、報告 1 件、都合23件であります。後ほど担当から詳細について御説明申し上げます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

長時間にわたり清聴ありがとうございました。

議長（大沢まり子君）

ただいま発表のありました施政方針に対し質問のある方は、あすの午後 5 時までに通告書により提出していただくようお願いいたします。

諸般の報告

議長（大沢まり子君）

日程第 4、諸般の報告を行います。

議長報告を行います。

お手元に配付してあります薄い緑色の諸般の報告つづりをごらんください。

保険で良い歯科医療の実現を求める意見書、住民の安全・安心を支える国土交通行政の体制・機能の充実を求める陳情書、外国人の扶養控除制度の見直しを求める意見書の採択を求める陳情、例月現金出納検査の結果について（平成27年5月分から平成27年7月分まで）の報告であります。以上の4件が議長宛てにありました。その写しを配付させていただき、議長報告にかえさせていただきます。

以上で、議長報告を終わります。

続きまして、町長報告を行います。

報告第9号 平成26年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、朗読を省略し、説明を求めます。

総務防災課長 亀井孝年君。

総務防災課長（亀井孝年君）

おはようございます。

それでは、報告第9号 平成26年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率についてを御説明させていただきます。

諸般の報告つづり1ページをお願いします。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、去る8月7日、監査委員の審査に付し、その意見をつけて報告するものでございます。

次の2ページをお願いします。

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4つの健全化判断比率、さらに公営企業における資金不足比率の一覧表にまとめてあります。

監査委員の意見書は3ページから6ページに掲載をさせていただきました。いずれも適正に作成されているものとの意見をいただいておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

それでは、それぞれの比率の算定結果を説明させていただきますので、資料つづりに参りまして、46ページをお開きください。

初めに、実質赤字比率は、一般会計の実質赤字が標準財政規模に占める割合であり、左上段の平成26年度一般会計決算の実質収支は、小計欄のとおり2,504万8,000円の黒字であり、該当なしであります。

次に、連結実質赤字比率は、一般会計のみならず、特別会計、企業会計を含む全ての会計の実質赤字が標準財政規模に占める割合であり、連結実質収支も、右下段合計欄が6億8,473万4,000円の黒字のため、この比率についても該当いたしません。

47ページをお願いします。

実質公債費比率の算出経過であります。実質公債費比率とは、一般会計などが負担する公債費が標準財政規模に占める割合であります。中段の右端に掲載していますとおり、平成24年度から26年度の3カ年の平均は8.7%であり、早期健全化基準である25%を下回っています。昨年報告いたしました平成25年度の比率は10.2%であり、1.5ポイント改善されております。改善の主な要因は、上段左端の①の元利償還金の額の減少、⑤の一部事務組合等の起債償還のための負担金の減少です。

48ページをお願いします。

将来負担比率は、一般会計などが将来負担すべき借金残高などの実質的な債務が標準財政規模に占める割合であります。算出経過を掲載しておりますが、右下欄にあるとおり、平成26年度の比率は23.9%で、早期健全化基準の350%を大きく下回っています。なお、平成25年度の49.3%より25.4ポイント低くなっております。改善の主な要因は、1段目の将来負担額の表中、左から3番目の公営企業債等繰り入れ見込み額が下水道事業の起債残高の減少に伴い減少したこと、2段目の充当可能財源等の表の一番左にあります充当可能基金の残高が増加したことなどでございます。

次に、公営企業における資金不足比率の説明をいたしますので、46ページにお戻りください。

公営企業には、必要な費用を自身の料金収入などによって賄う、いわゆる独立採算性の原則がございます。公営企業会計の赤字や借金が膨らみ、一般会計に大きな影響を及ぼさないよう、個々の収支を事前にチェックするため資金不足比率が定められています。平成26年度水道事業会計は5億686万7,000円、下水道特別会計は2,808万3,000円と、それぞれ剰余額を計上しており、資金不足は発生しておりません。

最後に、法の目的でもありますように、財政の健全性を維持するため、毎年これらの比率を算定し、その結果を議会に報告し、かつ住民に公表するものでございます。

以上で、報告第9号 平成26年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを終わらせていただきます。

議案の上程及び提案理由の説明

議長（大沢まり子君）

日程第5、議案の上程及び提案理由の説明を行います。

お諮りします。本定例会に上程されました認定第1号から認定第6号までと、議案第29号から議案第44号までと発議第2号を合わせ、23件を一括議題として上程し、提案理由の説明を求めたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

それでは、付議事件23件を一括議題とし、提案理由の説明を求めます。

決算認定関係です。

認定第1号 平成26年度御嵩町一般会計歳入歳出決算認定について、朗読を省略し、説明を求めます。

総務防災課長 亀井孝年君。

総務防災課長（亀井孝年君）

それでは、認定第1号 平成26年度御嵩町一般会計歳入歳出決算認定についてを御説明させていただきます。

決算認定は、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付して議会の認定に付することとなっています。平成26年度決算は、この後、各常任委員会に付託される予定ですので、私からの説明は決算全体の概略説明とさせていただきます。

初めに、決算書をお願いします。

決算書の111ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額80億1,711万2,632円、歳出総額は77億4,099万293円となり、歳入歳出差引額は2億7,612万2,339円であります。このうち繰越財源である繰越明許費繰越額が2,530万9,824円ありますので、差引実質収支額は2億5,081万2,515円となりました。昨年度と比較し、2,095万8,393円、9.2%の増となっております。

次に、197ページから206ページまででございますが、こちらにつきましては財産に関する調書であります。公有財産など1年間の推移が記載されています。後ほどお目通しをよろしくお願いします。

それでは、資料をかえまして、別冊で表紙が黄色の一般会計・特別会計歳入歳出決算に関する説明書で説明をさせていただきます。

1ページ、2ページにつきましては、一般会計及び特別会計の特徴点などを文書に簡潔にまとめてあります。

5ページ、6ページをお願いします。

一般会計の決算の総括表の歳入であります。

歳入決算額は、収入済額（C）の歳入合計欄に表示してあるとおり、その額80億1,711万2,632円でございます。前年度比較で14億1,592万3,062円、21.4%の増となりました。

それでは、前年度と比較して増減額が大きいものを中心に、款ごとに説明いたします。

款01町税は、町民税個人分が減少した一方、町民税法人分が企業業績の回復により増収、固定資産税が新築家屋の増加により増収となり、町税全体で約2,000万円の増額となりました。

款06地方消費税交付金は、消費税率の引き上げに伴い約3,700万円の増額。

款10地方交付税は、市町村民税、法人税割の推計額の減などによりまして、約3,800万円の増額。

款12分担金及び負担金は、南海トラフ巨大地震亜炭鉱跡防災モデル事業に伴う特定公害復旧費負担金の増などによりまして、約7億9,300万円の増額。

款14国庫支出金は、臨時福祉給付事業費補助金などにより約8,500万円の増額。

款15県支出金は、再生可能エネルギー等導入推進基金事業補助金などにより約2億7,100万円の増額。

款16財産収入は、工場用地の売り払いにより約3,500万円の増額。

款18繰入金は、伏見児童館改築に伴う福祉向上基金からの繰り入れ増により約4,600万円の増額。

款20諸収入は、可茂ふるさと基金からの収入減などによりまして約5,100万円の減額。

款21町債は、水道未普及地域解消事業債の減などによりまして約9,400万円の減額です。

なお、6ページ左端に収入未済額の合計額を載せています。その額1億1,875万1,528円、前年度比較で約2,200万円の減額となっています。

次に、7ページ、8ページ掲載の歳出決算について説明をさせていただきます。

支出済額（B）の合計額、一般会計歳出総額は77億4,099万293円です。前年度比較で13億7,916万5,845円、21.7%の増となりました。

歳出についても、昨年度決算と比較いたしまして増減額が大きいものを中心に款ごとに説明させていただきます。

款02総務費は、環境モデル都市関連工事や財政調整基金積立金の増などによりまして約4億3,700万円の増額。

款03民生費は、伏見児童館改築事業や臨時福祉給付金交付事業などによりまして約2億9,900万円の増額。

款06農林水産業費は、機構集積協力金補助金などによりまして約3,300万円の増額となりました。

款11災害復旧費は、南海トラフ巨大地震亜炭鉱跡防災モデル事業などによりまして約7億5,900万円の増額。

款13諸支出金は、水道未普及地域解消事業への出資金の減によりまして約8,500万円の減額となりました。

次に、翌年度繰越金、C欄の説明をさせていただきます。

消費喚起生活支援型交付金事業など5事業を明許繰り越しし、南海トラフ巨大地震亜炭鉱跡防災モデル事業を事故繰越したことから、総額3億9,608万2,824円を平成27年度へ繰り越しいたしました。

ページを飛びまして、次に21ページをお願いします。この21ページから26ページまでが町税等収納状況表でございます。税目ごとにそれぞれ調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額が記載されております。

次に、27ページをお願いします。このページから32ページにかけては、節別執行状況表を掲載しております。

次に、33ページから38ページにつきましては人件費明細表でございます。

予算科目ごとに職員数、人件費及び賃金の決算額が載せてあります。備考欄にはそれぞれの報酬支払いの内訳が記載してあります。

39、40ページにつきましては、各会計の過去10年間にわたる歳出決算額の推移でございます。

次に、41ページでございますが、こちらは地方債の現在高の一覧表であります。事業区分ごとに残高の推移が載せてございます。

一般会計では、臨時財政対策債の借入額がふえたことなどによりまして、年度末現在高は46億883万6,000円、前年度より約3,400万円、率にして0.7%の増でございますが、下水道特別会計分を合わせた26年度末の現在高は105億6,107万円となり、前年度と比較して約1億6,800万円の減額、率にして1.6%の減となっております。

42ページは、社会保障財源化分の地方消費税交付金等の使途の状況。

次のページでございますが、43ページにつきましては、地方自治法第241条第5項の規定により、特定目的のために設置された定額運用基金の平成26年度における運用状況の報告でございます。

最後に、別冊でピンク色の表紙のつづりでございますが、こちらにつきましては主要な施策の成果に関する説明書でございます。1年間の予算執行状況がわかるよう、係単位で歳入歳出の主なものを掲載しております。

また、この後、御報告がいただけるかと思いますが、監査委員により決算審査意見書つづりが別冊にございますので、あわせてお目通しをお願いいたします。

以上で、認定第1号 平成26年度御嵩町一般会計歳入歳出決算認定についての御説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（大沢まり子君）

認定第2号 平成26年度御嵩町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第3

号 平成26年度御嵩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、認定第4号 平成26年度御嵩町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、以上3件、朗読を省略し、説明を求めます。

保険長寿課長 加藤暢彦君。

保険長寿課長（加藤暢彦君）

おはようございます。

それでは、認定第2号、第3号、第4号について御説明をいたします。

概略の説明を申し上げますので、よろしくお願いをいたします。

まず初めに、認定第2号 平成26年度御嵩町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定から説明をいたします。

国民健康保険の平成26年度末の被保険者数は5,042人、世帯数は2,872世帯で、年々減少傾向にあります。

保険給付費を被保険者数で割りました平均1人当たりの医療費でございますが、平成26年度は約29万6,000円、平成25年度が約28万9,000円、平成24年度が約26万9,000円でございますので、こちらは増加傾向にあるという状況でございます。

それでは、決算書の中ほど、140ページの実質収支に関する調書をお願いいたします。

歳入総額が22億6,081万7,508円、歳出総額が21億5,516万6,372円となり、実質収支額は1億565万1,136円であります。

次に、財産に関する調書でございますが、決算書の203ページをお願いいたします。

⑨の国民健康保険基金でございますが、平成26年度中に7,000万円の取り崩しをしておりますが、3,000万円を積み立てさせていただきましたので、年度末現在高が3,027万4,233円となっております。

別とじの黄色表紙の平成26年度一般会計・特別会計歳入歳出決算に関する説明書の9ページをお願いいたします。

国民健康保険特別会計の歳入歳出決算総括表でございますが、まず歳入の1番目、国民健康保険税ですが、収入済額が5億3,655万7,930円で、対前年度1,287万7,702円の減となっております。こちらは、制度改正によりまして、軽減判定の見直しなどによるものと考えております。

国保税の収納状況につきましては、同じ資料の23ページをお願いいたします。

中段の国保税の部分でございますが、収納率につきましては、医療、介護、後期高齢者支援分の現年度分、それから滞納繰越分の合計で、全体の収納率は70.9%でございました。前年度比で1.0ポイントの減となっております。

9ページにお戻りください。

保険税の不納欠損についてでございますが、平成16年度から21年度までの合計で264件、2,244万7,100円を不納欠損処分といたしました。この結果、収入未済額は昨年度より490万8,530円減り、1億9,816万3,445円となりました。今後も滞納整理のさらなる強化、強制処分など、被保険者間の公平を保ちながら財源の確保に努めてまいりたいと思っております。

続きまして、款03国庫支出金は3億8,622万428円で、主なものは、療養給付費負担金や財政調整交付金でございます。前年度と比べて4,547万2,616円、13.3%の増となっております。

続きまして、款04療養給付費交付金は1億4,317万8,171円で、対前年度比3,887万593円の減となりました。これは、退職被保険者数が減少したことが要因であると考えております。

続きまして、款05前期高齢者交付金については6億309万6,588円で、対前年度7,350万7,617円の減となっております。これは、前々年度の前期高齢者交付金の精算に伴う交付金の精算分が減ったことが要因であると考えております。

款09の繰入金2億828万8,415円は、基金の取り崩しなどにより、昨年度と比べ9,721万5,945円の大幅増となりました。

11ページをお願いいたします。

歳出について説明をさせていただきます。

款02の保険給付費は14億9,475万6,563円で、歳出全体の69.4%を占めております。前年度比で1,777万9,844円、1.2%の伸びとなりました。被保険者の高齢化による医療受診件数の増加、医療技術の高度化などにより毎年伸びているという状況でございます。

款03の後期高齢者支援金は、社会保険診療報酬支払基金を通じて関係する保険制度への国保被保険者分を負担するものですが、対前年度比で0.9%減の2億7,002万1,003円となりました。

款06の介護納付金も後期高齢者支援金と同様、社会保険診療報酬支払基金を通じて関係する保険制度への国保被保険者分を負担するものでございます。対前年度比で2.8%増の1億1,966万602円となりました。

款09の基金積立金は3,002万4,256円を基金に積み立てさせていただいておりますが、一昨年在約2,000万円でございますので、対前年度比では999万5,040円、49.9%の大幅増となっております。

款10の諸支出金については2,857万408円で、対前年度比1,449万3,201円の大幅減となっております。

主なもののみを説明させていただいておりますが、後ほど資料のお目通しのほど、よろしくお願いをいたします。

続きまして、認定第3号 平成26年度御嵩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について御説明をいたします。

後期高齢者医療制度につきましては平成20年度から開始されておりまして、岐阜県の広域連合で運営されており、各市町村では保険料の徴収、保険証の引き渡し、各種届け出や申請のための窓口を行っております。

平成26年度末の御嵩町の加入被保険者数でございますが、2,525人。25年度末の被保険者と比べて10名の増加となっており、こちらにつきましては、毎年増加しておるという状況でございます。

それでは、決算状況といたしまして、まず決算書の153ページ、実質収支に関する調書をお願いいたします。

平成26年度の歳入歳出総額は1億8,302万5,513円、歳出総額は1億7,644万7,989円で、実質収支額は657万7,524円となりました。

それでは、決算の詳細について説明いたしますので、再び黄色の表紙の決算に関する説明書の13ページをお願いいたします。

まず、総括表の上段、歳入ですが、款01保険料は、収入済額1億2,352万8,800円、歳入予算の67.5%を占めております。不納欠損額116万3,700円、収入未済額は136万6,900円でございます。収納率につきましては、23ページの一番下の段をごらんください。特別徴収と普通徴収の現年度分、過年度分を合わせた全体の収納率は98.0%、昨年度と比べて0.1ポイント上昇しております。

13ページにお戻りください。

款04の繰入金は、事務費、保険基盤安定、保険事業費に係る一般会計からのものを合わせて、収入済額4,911万7,104円、歳入予算全体の26.8%を占めております。

次に、同じページの下段の歳出のほうをお願いいたします。

款02の後期高齢者医療広域連合納付金の支出済額1億6,975万1,604円は、広域連合への保険料や基盤安定負担金などで、歳出予算全体の96.2%、歳出のほとんどを占めておるということでございます。

主なもののみを説明いたしましたが、こちらにつきましても、後ほど資料のお目通しをお願いいたします。

最後に、認定第4号 平成26年度御嵩町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について御説明をいたします。

介護保険特別会計は、保険事業勘定とサービス勘定に分けて執行しております。

初めに、平成26年度の状況を説明させていただきます。

本算定保険料賦課時点での第1号の被保険者数は5,279人で、昨年より87名ふえておるという状況でございます。また、年度末での要支援、要介護認定者でございますが、902人で、昨

年度の同時期で比べて42人の増となっております。毎年ふえておるという状況でございます。

それから、御嵩町の26年度末の65歳以上高齢者は5,203人、高齢化率が27.6%、昨年度と比べて143名の増、率で0.9ポイント上昇しておるということで、こちらも引き続き増加傾向が続いておるということでございます。なお、65歳以上の高齢者のうち、要支援者、それから要介護者の割合でございますが、17.3%となっております。

それでは、保険事業勘定の決算の説明に入ります。

決算書の172ページ、実質収支に関する調書をお願いいたします。

歳入総額が15億262万547円、歳出総額が14億9,165万8,800円となり、実質収支は1,096万1,747円となりました。

それでは、決算について説明いたしますので、黄色い表紙の決算に関する説明書の15ページをお願いいたします。

まず歳入の初め、保険料でございますが、収入済額2億8,780万3,400円、不納欠損額147万円、収入未済額710万3,970円となっております。収納率につきましては、25ページの一番上の欄をごらんください。特別徴収と普通徴収の現年度分、それから過年度分を合わせました全体の収納率が97.1%になっておりまして、昨年度と比べて0.2ポイント下がっておるというような状況でございます。

15ページにお戻りください。

款03の国庫支出金3億3,422万2,604円は、介護給付費の居宅分20%、施設分15%と調整交付金の5%相当の負担分でございます。

款04の支払基金交付金4億1,840万8,000円は、40歳から64歳までの第2号被保険者の保険料として介護給付費の29%負担分でございます。

款05の県支出金2億1,602万4,332円は、介護給付費の居宅分12.5%、施設分17.5%の負担分でございます。

款06繰入金2億944万4,696円は、介護給付費の12.5%分と事務経費分などがございます。

歳入合計では、前年度と比べて1,854万1,668円、1.2%の増となっております。

次に、歳出について説明をさせていただきます。

款02の保険給付費は、14億263万2,177円で、歳出全体の94%を占めております。対前年度で比べて4,245万3,723円、3.1%の増となっております。介護サービスの利用者でございますが、延べ件数で合計2万4,563件、前年度と比べて912件、3.9%増加しておるというような状況でございます。

款04諸支出金は、対前年度比325万9,397円減の2,774万271円となりました。

款05の地域支援事業費4,023万6,418円は、各種の介護予防事業、高齢者の生活サポートや支

援サービスなど、包括的支援事業などに支出をしております。

続きまして、サービス事業勘定について説明をさせていただきます。

サービス事業勘定は、介護認定者のうち要支援1及び2の方の介護相談や予防プランを作成する事業の勘定区分となっております。

決算書の181ページ、実質収支に関する調書をお願いいたします。

歳入総額が719万6,646円、歳出総額が565万2,128円となり、実質収支額は154万4,518円となりました。

黄色い表紙の決算に関する説明書の17ページをお願いいたします。

歳入の款01サービス収入473万2,580円は、介護予防プラン作成1,113件分で、前年度よりも104件、金額で57万60円分減っております。

次に、歳出です。

款01事業費330万6,128円は、予防プラン作成をするための日々雇用職員の賃金と、それから介護予防支援事業者への一部プラン作成を委託している分などでございます。包括支援センターで増大する業務やプラン件数もふえ続けている中で事業所をお願いすることもあり、委託件数は364件となり、前年度よりも66件ふえておるとい状況でございます。

款02諸支出金234万6,000円は、保険事業勘定へ繰り出して、地域支援事業費に充てております。

こちら主なもののみを説明させていただきましたが、資料のほうも後ほどお目通しをいただければと思います。よろしくをお願いいたします。

以上で、認定第2号、第3号、第4号の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いをいたします。

議長（大沢まり子君）

認定第5号 平成26年度御嵩町下水道特別会計歳入歳出決算認定について、認定第6号 平成26年度御嵩町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、以上2件、朗読を省略し、説明を求めます。

上下水道課長 須田和男君。

上下水道課長（須田和男君）

それでは、私のほうから、認定第5号及び認定第6号について御説明をさせていただきます。なお、2件とも常任委員会に付託されることとなっておりますので、概略の説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

最初に、認定第5号 平成26年度御嵩町下水道特別会計歳入歳出決算認定について御説明をいたします。

初めに、下水道事業の状況を説明させていただきますと、平成26年度末で下水道の処理区域面積は、工事を27年度へ繰り越した関係から昨年と同様になりますが、543ヘクタール、処理区域内水洗化世帯数は3,919世帯で、25年度末より77世帯の増となっております。なお、繰り越した工事の完了に伴い1.3ヘクタールを供用開始しておりますので、今現在の処理区域面積は544ヘクタールとなっております。

それでは、歳入歳出決算書つづりの196ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額は9億1,197万3,718円、歳出総額が8億8,279万768円、差引額は2,918万2,950円となりました。翌年度へ繰り越すべき財源として、繰越明許費繰越額が110万円ありますので、実質収支額は2,808万2,950円となりました。

続きまして、別冊の黄色い表紙の一般会計・特別会計歳入歳出決算に関する説明書のほうをお願いいたします。

こちらの19ページ、20ページをお開きいただきたいと思います。

歳入歳出決算総括表でございます。

歳入の主なものについて、C欄の収入済額、2ページへ目を移していただいて、対前年度増減額、増減理由等を説明させていただきます。

款01の分担金及び負担金は、主に受益者負担金で、収入済額2,180万7,308円です。処理区域の拡大や優良農地の宅地化等により、対前年度256万5,527円の増額となりました。なお、平成20年度分について、1件、4万4,400円の不納欠損処分をいたしました結果、受益者負担金の収入未済額は64万6,800円となっております。

款02の使用料及び手数料は、主に下水道使用料になりますが、収入済額1億9,020万3,530円ございました。下水道の接続世帯数の増等によりまして385万3,482円の増額となりました。

款03の国庫支出金は、下水道整備に伴う国の補助金7,970万円で、事業量の増等によりまして、前年度より725万円の増額となっております。

2行飛びまして、款06の繰入金は、一般会計や基金から4億7,058万6,000円を繰り入れました。長期債償還金の元金分が増加したことにより、対前年度1,575万8,000円増額しております。

2行飛びまして、款09町債は、下水道事業債で1億2,390万円を借り入れしました。整備工事費の増加に伴う借り入れは増加しましたが、おおむね29年度までの事業予定区域の詳細設計費、水道管移設補償費等に係る起債が大きく減少した関係で、借入額全体では2,220万円の減額となっております。明細につきましては、この説明書の41ページに記載しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上、歳入合計は9億1,197万3,718円、前年度と比較しまして859万5,267円の増額となりま

した。

次に、歳出の主なものについて、B欄の支出済額、右側の対前年度増減額の理由から御説明をさせていただきます。

款01の下水道事業費は、支出済額3億9,472万5,505円です。事業量等の減等によりまして、対前年度1,649万748円の減となっております。

1行飛びまして、款03の公債費は下水道事業債の償還金で、元金及び利息償還を合わせまして4億6,476万6,242円で、1,098万9,268円の増額でございます。平成26年度中の借入額、償還額を差し引きしました平成26年度末の地方債残高は59億5,223万4,000円となり、25年度末より2億175万6,000円減少しております。

以上、歳出総額は8億8,279万768円、対前年度比で276万41円の増額となりました。

以上で、認定第5号 平成26年度御嵩町下水道特別会計歳入歳出決算についての説明を終わらせていただきまして、引き続き、別冊の平成26年度御嵩町水道事業会計の決算書を願いたいします。別冊になっておりますので、願います。

認定第6号 平成26年度御嵩町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について御説明をいたします。

地方公営企業法第32条第2項の規定による利益の処分の議決、並びに同法第30条第4項の規定により決算の認定を求めるものであります。

決算の説明の前に、平成24年度から進められてきました地方公営企業会計制度の見直しの1つに、地方公営企業会計基準の見直しがあります。この会計基準の見直しは平成26年度の予算・決算から適用することとなっておりますので、昨年度、平成25年度の決算にはなかった勘定科目や財務諸表が本決算より加わっておることを申し添えさせていただきます。

それでは、初めに、平成26年度水道事業の概要を御報告いたします。

決算書の14ページをお願いいたします。

3. 業務の(1)業務量です。26年度数値と対25年度比較数値を御報告いたします。

番号1の給水人口は1万8,782人で、65人の減少です。2の給水件数は6,355件で、ミニ開発等の増加等によりまして27件の増加となりました。続きまして、6の年間総配水量は201万4,356立方メートルで、7万519立方メートルも減少をしております。これに係る7の年間有収水量は170万6,270立方メートルで、1万8,130立方メートルの減少です。これによりまして、8の年間有収率は93.1%で、2.2ポイントの増となりました。ちなみに平成25年度末の数値がありますが、県内の市の平均有収率は81.9%、町村の平均は76.4%、全体では81.1%でございます。

続きまして、決算書1ページ、2ページをお願いいたします。

26年度御嵩町水道事業決算報告書でございます。

区分、決算額、前年度比較等について御説明をいたします。

初めに、1の収益的収入及び支出を御説明いたします。

収入でございます。第1款水道事業収益の決算額は6億1,342万6,275円です。対前年度1億4,855万2,499円の増額でございます。

このうち、第1項の営業収益は4億8,067万5,773円で、主に水道使用料でございます。昨年度と比べまして2,724万1,901円の増となっております。

第2項営業外収益は1億3,275万502円で、昨年度と比較して1億2,131万598円と大きく増加しています。この主な収入としましては、冒頭に申し上げた会計基準の見直しによるみなし償却制度の廃止に起因するもので、国庫補助金や工事負担金等を長期前受金として負債計上した額に対する減価償却見合い分が営業外収益に含まれていることによるものでございます。この長期前受金戻入のほか、国債の売却益や水道施設の修理に対する損害保険金が含まれており、大きく増加しております。

第3項の特別利益はございませんでした。

次に、支出です。

第1款水道事業費用の決算額は5億6,453万7,986円です。前年度比では1億1,382万5,558円の増額となりました。

このうち、第1項の営業費用は、県水受水費、水道施設の修繕費、受託工事費、減価償却費などで、合わせて5億1,463万9,902円を支出しており、昨年度より7,125万3,288円と大きく増加しておりますが、こちらも、みなし償却制度の廃止により減価償却費が大きく増加していることが大きな要因となっております。

第2項の営業外費用は639万974円で、昨年度と比較して93万4,840円減額となっております。起債残高が減ったことなどから、企業債の支払い利息の減額が主な要因でございます。

第3項の特別損失は、25年度は支出していませんでしたが、26年度については、過年度において建設仮勘定に計上していた資産を減少させました過年度損益修正損が1,071万6,061円、会計基準の見直しによりまして、移行時である平成26年度のみ退職給付費引当金、賞与引当金、貸倒引当金など、合わせて3,279万1,049円を計上したことによりまして、4,350万7,110円を支出しております。

第4項の予備費の支出はございませんでした。

次に、3ページ、4ページをお願いいたします。

こちらは資本的収入及び支出で、主に建設改良に関する収支になります。

平成26年度は、上之郷地区水道未普及地域解消事業に関連する業務委託料及び工事費の減少

により、収入、支出とも前年度と比べ大きく減額しております。

収入から説明いたします。

第1款資本的収入の決算額は1億4,557万2,824円となり、対前年度では1億5,976万3,443円の減額です。

このうち、第1項の出資金は6,220万円で、対前年度8,515万2,928円の減額です。一般会計から上之郷未普及地域解消事業分として5,830万円、水道管管路耐震化事業分として390万円となっております。

第2項の負担金は3,113万2,824円、下水道事業に伴う移転補償費の減等により、前年度より1,830万6,515円の減額となりました。

第3項の国庫支出金は5,224万円です。上之郷地区未普及地域解消事業分4,000万円と老朽管更新事業分1,224万円ではありますが、前年度より5,630万4,000円の減額となりました。

次に、支出です。

第1款の資本的支出の決算額は2億8,759万2,558円です。対前年度1億4,072万8,070円と大きく減額となりました。

このうち、第1項の建設改良費は2億6,871万8,214円で、上之郷未普及地域解消事業に係る工事量の減により1億4,129万9,324円の減額でございます。

第2項の償還金は1,887万4,344円で、対前年度57万1,254円の増額でございます。

欄外の財源補填説明でございます。

資本的収入が資本的支出に対して不足する額1億4,201万9,734円は、過年度分損益勘定留保資金6,914万3,204円、当年度分損益勘定留保資金6,054万3,599円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,233万6,171円で補填いたしました。

次に、5ページをお願いします。

損益計算書でございます。消費税及び地方消費税は抜きとなっております。

ただいま説明させていただきました水道事業収支により、平成26年度の純利益は、下から4段目に記しました3,680万7,822円となりました。これに、前年度繰越利益剰余金3,636万9,179円と、今回の会計基準の見直しにより新たに追加されましたその他未処分利益剰余金変動額9億9,024万1,219円を合わせた当年度未処分利益剰余金は10億6,341万8,220円となりました。

このその他未処分利益剰余金変動額の内訳としましては、組み入れ資本金制度の廃止に伴う発生額、すなわち平成26年度中に減債積立金を使用した額の348万9,024円と、みなし償却制度の廃止に伴う経過措置により発生する額、すなわち今までみなし償却制度の財源として充てられていなかった工事負担金等の減価償却見合い分となる9億8,675万2,195円の合計額でございます。

このその他未処分利益剰余金変動額9億9,024万1,219円につきましては、既に過去において資産へ投資済みのものであることから、資金の裏づけのないものであり、実際にこれだけの現金があるわけではないことを御理解いただきたいと思ひます。

次の6ページは剰余金計算書となります。

この計算書も、会計基準の見直しにより、借入資本金、いわゆる企業債が資本勘定から負債勘定へ計上することとなったこと、またみなし償却制度の廃止に伴う経過措置として、資本剰余金を非償却資産分635万9,100円を残して、年度末残高をゼロ円としている点が前年度までと大きく異なる点でございます。後ほどお目通しいただきたいと思ひます。

7ページをお願いします。

剰余金処分計算書です。

損益計算書にて御説明いたしました当年度未処分利益剰余金のうち、当年度純利益分の3,680万7,822円を減債積立金に積み立て、その他未処分利益剰余金変動額9億9,024万1,219円を資本金へ組み入れることとするものです。

以降、8ページ、9ページには貸借対照表、10ページ以降には決算の附属書類として、決算の概況、改良工事等の概況、決算明細書等を掲載しております。

18ページをお願いいたします。

平成26年度決算書より追加されましたキャッシュフロー計算書になります。

26年度中の現金の増減を、業務活動、投資活動、財務活動ごとにお示ししたもので、一番下段の期末残高5億9,916万8,104円が8ページの貸借対照表中の現金残高と合致するものでございます。

また、別紙といたしまして、平成26年度の未収金、未払い金の内訳を添付いたしておりますので、あわせてお目通しのほど、よろしくをお願いいたします。

以上で、認定第6号 平成26年度御嵩町水道事業会計利益の処分及び決算の認定についての説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議長（大沢まり子君）

ここで、監査委員より、ただいま説明のありました決算認定に対する審査結果の報告をしていただきます。

監査委員 加藤保郎君。

監査委員（加藤保郎君）

それでは、審査意見の発表を行います。

御監第26号、平成27年8月18日、御嵩町長 渡邊公夫様。御嵩町監査委員 永瀬俊一、同じく加藤保郎。

平成26年度各会計歳入歳出決算の審査意見について。

地方自治法第233条第2項の規定により、平成26年度各会計歳入歳出決算書及び証拠書類、その他政令で定める書類を審査した結果、次のとおり意見を提出する。

記1. 審査の概要。

(1) 審査の対象。平成26年度御嵩町一般会計歳入歳出決算、平成26年度御嵩町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、平成26年度御嵩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、平成26年度御嵩町介護保険特別会計歳入歳出決算、平成26年度御嵩町下水道特別会計歳入歳出決算。

(2) 審査の期日等。平成27年8月5日、6日、7日、場所は御嵩町役場第2委員会室で行いました。

(3) 審査の手続。この審査に当たっては、町長から提出されました各会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び各基金の運用状況を示す書類について、①予算の執行は適正かつ効率的に行われているか、②決算の計数は正確であるか、③財産の取得、管理及び処分は適正に行われているかを主眼に置いて、関係諸帳簿を調査照合するとともに、定例監査及び例月出納検査の結果を考慮し、あわせて一般会計及び各特別会計歳入歳出決算に関する説明書、主要な施策の成果に関する説明書等により、関係職員の説明を聴取するなど、慎重に審査した。

2. 審査の結果。

平成26年度一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書、並びに各基金の運用状況を示す書類は、地方自治法に準拠して作成されており、決算計数は、関係帳簿及び証拠書類と照合した結果、誤りのないものと認められた。

総括はお目通し願います。

(2) 意見。共通事項。

収納管理について。平成25年度末収入未済額と平成26年度滞納繰越分調定額が一致しているか、また現金収納後の滞納額と滞納整理簿の滞納額が一致しているかを資料の提示を求め確認したが、国民健康保険税や後期高齢者医療保険料の一部で不明確な点が見られた。常に厳正な収納管理事務に努められたい。

不納欠損処理について。一般会計及び特別会計の不納欠損額については5,565万8,428円で、前年度に比べ2,963万7,707円（113.9%）増加している。法に基づいた処理でやむを得ないが、受益と負担の公平性の観点から、そこに至るまでに一層の厳格な収納事務に努められたい。

契約事務について。契約事務は、町の事業を実施する上で重要な業務である。会計規則、契約規則、工事の監督及び検査要領等の規定を踏まえた契約等事務の手引を作成し、契約事務を

履行しているが、この事務が適正になされているか、平成26年度の契約に係る計数、必要書類、決算数値との整合等を確認したが、以下の点で不適切な事例が見られた。

見積執行通知（随意契約）の漏れ、監督員の通知漏れ、契約管理台帳の記載漏れ、誤記載。

このほか、契約を締結したときに支出負担行為を行うところ、契約締結から数十日後に支出負担行為の起票がなされたケースも見られた。今後一層の適正な契約事務に努められたい。

以下、各課に対する意見はお目通しをお願いします。

続きまして、御監第28号、平成27年8月18日、水道事業御嵩町長 渡邊公夫様。御嵩町監査委員 永瀬俊一、同じく加藤保郎。

平成26年度御嵩町水道事業会計決算の審査意見について。

地方公営企業法第30条第2項の規定により審査に付された平成26年度御嵩町水道事業会計の決算について審査を終了したので、その結果について、次のとおり意見を提出する。

記1. 審査の概要。

(1) 審査の対象。平成26年度御嵩町水道事業会計決算。

(2) 審査の期日等。平成27年8月7日（金）、場所、役場第2委員会室。

(3) 審査の手続。審査に付された決算報告書、事業報告書及び附属明細書について、関係法令に準拠して作成され、当事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているかどうかを検証するため、会計帳票及び関係証拠書類との照合等、通常実施すべき審査手続を実施したほか、必要と認めたその他の審査手続を関係職員の説明も聴取し、慎重に審査した。

2. 審査の結果。

審査に付された決算報告書、事業報告書及び附属明細書は、関係法令に準拠して作成されており、当事業の当年度の経営成績及び当年度末現在の財政状態を適正に表示しているものであり、誤りのないものと認められた。

審査の結果の詳細は以下のとおりでありますので、お目通しをお願いします。

もう1件、報告がございました。

御監第27号、平成27年8月18日、平成26年度定額資金運用基金審査意見書。御嵩町長 渡邊公夫様、御嵩町監査委員 永瀬俊一、加藤保郎。

地方自治法第241条第5項の規定により運用状況を示す書類を審査した結果、次のとおり意見を提出する。

1. 審査の概要。

この定額資金運用基金審査は、平成27年8月5日、町長から提出された土地開発基金及び国民健康保険高額医療費資金貸付基金の運用状況を示す書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2. 審査の結果。

審査に付された土地開発基金及び国民健康保険高額医療費費資金貸付基金の運用状況を示す書類は、総務省令で定めている様式を基準として、適正に作成されているものと認められた。しかし、決算年度間の増減額により、1,000円単位の表示を円単位で表示することが望ましい。

以上、報告を終わります。

議長（大沢まり子君）

御苦労さまでした。

ここで暫時休憩といたします。

再開予定時刻は11時20分といたします。

午前11時04分 休憩

午前11時20分 再開

議長（大沢まり子君）

休憩を解いて再開します。

人事案件について、議案第29号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、議案第30号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、議案第31号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、以上3件、朗読を省略し、説明を求めます。

副町長 瀨瀬久美君。

副町長（瀨瀬久美君）

それでは、人事案件3件を御説明いたします。

初めに、議案第29号であります。

議案つづり3ページ、資料つづりは1ページをごらんいただきたいと思います。

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

推薦する方は、議案の表にありますように、氏名が梅田幸秀さん、生年月日は昭和28年9月25日、住所は御嵩町中2348番地40であります。

御嵩町には、現在5人の人権擁護委員の方が法務大臣から委嘱をされて、人権擁護、啓発活動に御活躍いただいております。そのうちのお1人、伊佐治彪さんは現在3期9年目として御活躍いただいておりますが、本年12月末をもちまして任期満了となりますので、その後任として梅田さんを推薦するものであります。

資料つづりの履歴書にありますように、昨年3月に伏見小学校長を最後に退職をされ、4

月からは中公民館にありますオアシス教室の室長として勤務されています。梅田さんは温厚で識見も高く、また教員時代には、道徳教育などについても力を入れて指導された経験をお持ちであり、委員として適任者であることから、今回推薦をさせていただくものであります。

なお、任期につきましては、平成28年1月1日から平成30年12月31日までの3年間でありませす。

資料つづりの履歴書をお目通しの上、御審議のほど、よろしく願いをいたします。

引き続きまして、教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、2件、御説明を申し上げます。

1件目が議案第30号であります。

議案つづり4ページ、資料つづりは2ページをお願いしたいと思います。

現在教育委員の細野政成さんがこの9月30日をもって任期満了となります。細野さんは、平成21年10月から教育委員を務めていただいております。現在、2期目であります。

今回、引き続き再任をお願いいたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

生年月日は昭和23年1月17日、住所は御嵩町伏見1010番地でございます。

なお、任期につきましては、平成27年10月1日から平成31年9月30日までの4年間とします。

資料つづりの履歴書をお目通しの上、御審議のほど、よろしく願いをしたいと思います。

2件目は議案第31号であります。

議案つづり5ページ、資料つづりは3ページをお願いいたします。

現在教育委員の田中妙子さんがこの9月30日をもって任期満了となります。前任者の残任期間として、平成26年10月1日から1年間教育委員を務めていただいております。

今回、引き続き再任をお願いいたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

生年月日は昭和46年12月31日、住所は御嵩町中2390番地3であります。

なお、任期につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律附則第4条の規定により、平成27年4月1日から平成31年3月31日までに任命される委員の任期満了日は特定の年に偏ることのないよう、1年以上4年以内で首長が定めることとなっております。

つきましては、議案第30号の細野政成委員の任期を4年といたしましたことから、田中妙子委員の任期は平成27年10月1日から平成28年9月30日までの1年間といたします。この調整をすることによりまして、各教育委員の任期満了日は、平成28年は田中妙子委員、平成29年は平井信吉委員、平成30年は渡邊剛委員、平成31年は細野政成委員となります。

資料つづりの履歴書をお目通しの上、御審議のほど、よろしく願いをいたします。

以上をもちまして、議案第29号、30号、31号の説明といたします。

議長（大沢まり子君）

続いて、補正予算関係に入ります。

議案第32号 平成27年度御嵩町一般会計補正予算（第2号）について、朗読を省略し、説明を求めます。

総務防災課長 亀井孝年君。

総務防災課長（亀井孝年君）

それでは、議案第32号 平成27年度御嵩町一般会計補正予算（第2号）について御説明させていただきます。

補正予算書つづり、ピンク色でございますが、こちらの表紙をめくっていただきまして、1ページをお願いします。

歳入歳出予算の補正は、第1条で3億2,405万6,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を89億9,747万4,000円とする旨、規定しています。各款項ごとの補正額につきましては、2ページから5ページの第1表 歳入歳出予算補正によります。

第2条と第3条につきましては、6ページをお開きください。

第2表 債務負担行為の補正は、名鉄広見線運営費補助金といたしまして、名古屋鉄道株式会社に対し、平成28年度から平成30年度までの3年間、各年度7,000万円の運営費補助金を支出するもので、合計で2億1,000万円の限度額を設定するもの。次の御嵩町環境基本計画第3次改訂版策定支援業務委託は、今年度と平成28年度に第2次改訂版の次期計画を策定するもので、291万円の限度額を設定するもの。次の防災コミュニティ複合施設整備事業は、施設整備を今年度と平成28年度に行うため、工事費とこれに伴う工事管理委託料として4億2,700万円の限度額を設定するものでございます。

次の7ページをお願いします。

第3表 地方債補正の消防防災施設整備事業は、防災コミュニティ複合施設の当初予算計上分の土地購入分220万円の減額と、整備工事費分1,300万円の増額、合わせまして1,080万円を追加し、限度額を5,370万円に変更するもの。海洋センター施設整備事業は、海洋センターの非構造部材耐震補強工事費分の1,890万円を追加し、限度額を2,030万円に変更するもので、起債の方法、利率、償還の方法については変更ありません。

次に、歳入予算について説明いたしますので、10ページをお開きください。

款09地方特例交付金及び款10地方交付税は、平成27年度分の交付額確定によりまして、地方特例交付金は257万8,000円の増額。地方交付税は、人口減少等特別対策事業費が新設されたこと等に伴いまして1億4,809万円の増額。

款12分担金及び負担金、県単土地改良事業分担金は長瀬用排水路改修事業分で150万円の計上、町単土地改良事業分担金は古屋敷用排水路改修事業分で185万円の計上。

款14国庫支出金、目01総務費国庫補助金は、社会保障・税番号システム整備費補助金899万4,000円の増額。

次の11ページをお願いします。

地方創生先行型交付金は、上乘せ交付分で1,000万円の計上。

目02民生費国庫補助金、高齢者生きがい活動促進事業費補助金は、認知症予防サロン事業補助金で100万円の計上。

項03委託金、国民年金拠出分事務費交付金はシステム改修交付金で44万4,000円の増額。

款15県支出金、目02民生費県負担金、国民健康保険基盤安定負担金は国民健康保険税本算定によりまして596万7,000円の増額。

目01総務費県補助金、清流の国ぎふ推進補助金は、林業体験プログラム委託料と環境教育チラシ作成等の補助金90万円の計上、消費者行政活性化基金事業費補助金は、高齢者向け迷惑電話被害予防装置の対応事業の補助金28万円の増額。

次のページ、清流の国ぎふ市町村提案事業補助金は、県の採択結果に基づき、林業体験プログラム事業分とウッドチップ購入分を合わせて334万9,000円の減額。

目02民生費県補助金は、ぽっぽかんに岐阜木育広場を設置するための補助金40万円の計上。

目04農林水産業費県補助金は、農地集積を推進するための機械整備を行う伏見営農に対する補助金200万円の計上。環境保全林整備事業補助金は、大久後地区など保全林整備補助金276万6,000円の計上。清流の国ぎふ市町村提案事業補助金は、みたけの森における木道整備補助金500万円の計上。県単土地改良事業補助金は、古屋敷用排水路改修事業が不採択のため200万円の減額。

目07消防費県補助金、再生可能エネルギー等導入推進基金事業補助金は、防災コミュニティ複合施設における太陽光発電設備委託業務補助金332万5,000円の計上。

款17寄附金は、国際ソロプチミスト可児から5万円の寄附金を受けたことによる民生費寄附金の計上。

款18繰入金は、平成26年度決算に伴いまして、目01国民健康保険特別会計繰入金は95万9,000円の計上。

目02介護保険特別会計繰入金は163万5,000円の計上。

次の13ページをお願いします。

目03後期高齢者医療特別会計繰入金は52万8,000円の計上。

款19繰越金は、平成26年度一般会計の決算に伴いまして、実質収支額との差額1億81万

2,000円の増額。

款20諸収入は、次世代自動車充電インフラ整備促進事業補助金14万2,000円の計上、花フェスタ2015県民協働型活動支援事業交付金18万5,000円の計上、16地域振興財団助成金は環境都市交流体験プログラムに対する助成30万円の計上。

次ページ、款21町債は、第3表 地方債補正で説明申し上げたとおり、総額で2,970万円の増額でございます。

次の15ページをお願いします。

ここからは歳出でございます。

款02総務費、目01一般管理費、節19は、花フェスタナイトローズガーデン協賛金44万2,000円の計上、60周年記念町民企画応援活動補助金は100万円の計上。

目04電算管理費は、マイナンバー関係の補正で、節13委託料が528万5,000円の増額、節18備品購入費は314万8,000円の増額。

目05財産管理費、節19はケーブルテレビ施設修繕負担金41万9,000円の計上。

目06交通安全対策費、節19防犯灯設置補助金は、補助申請数の増加に伴い75万円の増額。

目07まちづくり推進費は、外務省連携事業、地方視察ツアー及び花フェスタ2015県民協働型活動支援事業の補正でございまして、節08報償費は、協力団体謝礼として15万円の増額、節11需用費は、両事業のため63万6,000円の増額、節12役務費も、両事業のため21万円の増額、節14使用料及び賃借料は、外務省連携事業のため18万円の増額。

目08環境モデル都市推進費、節11需用費は、森林学習用の教材の購入のため30万円の増額、節13委託料は、環境モデル都市啓発チラシ等作成委託料70万円の計上、節18備品購入費は、ウッドチップー分の減額のほか、パワーボックスの購入などで合わせて117万1,000円の減額。

目09企業立地推進費、節15はグリーンテクノみたけのり面の一部崩落復旧工事費50万円の計上。

目12自治振興費、節11需用費は、高齢者向け迷惑電話被害予防機器購入のため28万円の増額。

目14財政調整基金費財政調整基金積立金は、財源調整に伴い3,391万1,000円の積み立て。

次ページ、目15減債基金費は、交付税措置額と償還額の差額442万9,000円の積み立て。

目16庁舎整備基金費は、庁舎の整備に向けて2億円の積み立て。

目18福祉向上基金費は、寄附金により5万円の積み立て。

目21地方創生事業費は、地方創生先行型交付金の上乗せ交付の対象事業に係る予算を計上してございます。節08報償費は、講師謝礼として75万円の計上。節09旅費は13万9,000円の計上。節11需用費は、消耗品費、燃料費、印刷製本費で75万1,000円の計上。節13委託料は、ふるさとみたけカルタ作成委託料150万円の計上、特産品デザイン委託料100万円の計上、クレジット

収納プログラム開発・修正委託料194万9,000円の計上、高齢者福祉事業講演委託料120万円の計上、子どもの発達支援調査委託料98万3,000円の計上、木育・環境教育委託料15万円の計上、移住交流・子育て支援ポータルサイト構築委託料270万円の計上、子育て応援講演委託料113万7,000円の計上。節14はレンタルサーバー使用料で30万円の計上。節18は森林整備用のウッドチップなどの購入費157万2,000円の計上。

次の17ページをお願いします。

款03民生費、目02国保年金事務等取扱費、節13はシステム改修委託料44万4,000円の計上、節28繰出金は、本算定に伴いまして795万6,000円の増額。

目04老人福祉費、節18は認知症予防サロン事業の運営に必要な備品購入費135万3,000円の計上。

目05介護保険費、節28繰出金は平成26年度決算に伴いまして102万6,000円の増額。

項02児童福祉費、目01児童福祉総務費、節18は岐阜木育広場設置に伴う必要な備品購入費40万円の計上。

款04衛生費、節13は御嵩町環境基本計画第3次改訂版支援業務委託料279万円の計上。

次のページ、款06農林水産業費、目01農業委員会費、節13は農地台帳等システム委託料13万円の増額。

目03農業振興費、節19は、農地集積を推進するため、機械整備を行う伏見営農に対する補助金200万円の計上。

目04農地費、節15は、古屋敷用排水路改修工事分の県単土地改良事業を500万円減額し、町単土地改良事業で370万円の増額。

項02林業費、目02林業振興費、節19は環境保全林の整備を行う可茂森林組合への補助金276万6,000円の計上。

目05生活環境保全林費、節15はみたけの森の木道整備事業500万円の増額。

款07商工費、節11は観光休憩所公衆トイレ修繕料10万円の増額、節13は願興寺境内の町有地の桜の伐採委託料20万円の計上。

次の19ページをお願いします。

款08土木費、目02道路維持費は融雪剤散布のための道路維持作業車購入の諸費用でございまして、節12は登録手数料などで10万2,000円の計上。節18は、車載式融雪剤散布機及び道路維持作業車購入費、合わせまして315万円の計上。節27は自動車重量税7,000円の計上。

款09消防費、目04防災費は防災コミュニティ複合施設建設費用で、節13は太陽光発電の設計委託料332万5,000円の計上。節15工事請負費は今年度完成見込み額1,300万円の計上。節17公有財産購入費は、土地開発公社からの買い戻しが完了したことに伴いまして219万6,000円の減

額。

款10教育費、項03中学校費、目02教育振興費、節19の共和中学校一般分担金は、地方交付税の確定によりまして44万7,000円の減額。

項05保健体育費、目02海洋センター費、節15は海洋センターにおける非構造部材耐震補強工事1,890万円の計上でございます。

以上で、議案第32号、一般会計補正予算（第2号）についての説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（大沢まり子君）

議案第33号 平成27年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、議案第34号 平成27年度御嵩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、議案第35号 平成27年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、以上3件、朗読を省略し、説明を求めます。

保険長寿課長 加藤暢彦君。

保険長寿課長（加藤暢彦君）

それでは、議案第33号、第34号、第35号について御説明をいたします。

初めに、議案第33号 平成27年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。

補正予算書つづりの中の黄色の表紙の裏、1ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ847万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を25億152万8,000円とするものでございます。

6ページをお願いいたします。

歳入の部でございます。

一番上段、款01の国民健康保険税は、本算定による補正となっております。一般分、退職分合わせて2,843万円の減額となりました。

真ん中の段、款03国庫支出金の療養給付費等負担金は、平成26年度の実績に基づき383万4,000円の増額補正となります。

その下の段から7ページの一番上の段にかかりますが、款04療養給付費交付金は、交付金額精算に伴い2,780万8,000円の減額となりました。

7ページの上から2段目、款05前期高齢者交付金も、交付金額の確定により4,005万5,000円の減額でございます。

その下、款09繰入金は、本算定賦課により軽減額が確定したため、保険基盤安定繰入金を795万6,000円増額するものでございます。

一番下の段、款10繰越金ですが、平成26年度の実質収支確定により7,603万1,000円を増額するものでございます。

続きまして、歳出の部の説明になります。

8ページをお願いいたします。

上段と中段の款02保険給付費でございますが、補正額はありませんが、財源内訳が変わっております。

一番下の段から9ページの一番上の段にかけての款03後期高齢者支援金は、社会保険診療報酬支払基金に支払う金額の確定により補正するものでございます。後期高齢者支援金と後期高齢者関係事務費拠出金、合わせて1,330万7,000円の減額でございます。

9ページの2段目、款04前期高齢者納付金は、納付金と事務費拠出金、合わせて19万1,000円の減額でございます。

その下、款06介護納付金も、納付金額確定により2,300万1,000円の減額となりました。

9ページの一番下の段から10ページをお願いいたします。

款10諸支出金、項01償還金及び還付加算金ですが、こちらも昨年度の精算によるものです。療養給付費負担金、特定健康診査、保健指導負担金の精算で674万1,000円の増額となります。

その下、款10諸支出金、項02繰出金95万9,000円は、昨年度の特定健康診査に係る一般会計繰入金の精算によるものでございます。

一番下、款11予備費は、収支調整として2,032万7,000円を補正するものでございます。

以上で、議案第33号 平成27年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いをいたします。

続きまして、議案第34号 平成27年度御嵩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について御説明をいたします。

補正予算書つづりの薄紫色の表紙の裏、1ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ513万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億8,913万5,000円とするものでございます。

4ページをお願いいたします。

歳入から説明をいたします。

上段、款05諸収入の雑入は、平成26年度保健事業費負担金の確定に伴い28万8,000円の増額補正となります。

その下、款06繰越金は、実質収支確定によるものです。484万7,000円の増額補正となります。

5ページをお願いいたします。

歳出でございます。

一番上段、款03保健事業費ですが、本年度から始まりますぎふ・さわやか口腔健診の通知対象者をふやしたことに伴い、問診票の印刷製本費と通知のための郵便料、合わせて35万7,000円の増額補正をお願いするものでございます。

その下の段、款04諸支出金、項02繰入金は、平成26年度の一般会計繰入金の精算に伴い52万8,000円の増額となります。

款05予備費は、収支調整として425万円を増額するものでございます。

以上で、議案第34号 平成27年度御嵩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いをいたします。

続きまして、議案第35号 平成27年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第1号）について御説明をいたします。

補正予算書つづりのオレンジ色の表紙の裏、1ページをお願いいたします。

今回の補正は、第1条第1項で、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,490万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を15億1,490万5,000円とし、第2項で、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ152万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を692万5,000円とするものでございます。

それでは、保険事業勘定から説明をいたしますので、7ページをお願いいたします。

まず、歳入からです。

一番上の段、款01保険料ですが、8月の本算定賦課によりまして、特別徴収分を3,557万5,000円の増額補正、普通徴収分を2,136万8,000円の減額補正としております。

その下、2段目、款03国庫支出金、地域支援事業交付金（包括的支援・任意事業）の現年度分は、歳出で地域支援事業56万円増額補正するため、それに対応する39%分、21万8,000円を増額補正するものでございます。過年度分は、平成26年度精算により43万9,000円の増額となります。

その下、3段目、款04支払基金交付金、地域支援事業交付金も平成26年度精算により119万8,000円の増額補正となります。

一番下の段、款05県支出金、地域支援事業交付金の現年度分は、国庫補助金地域支援事業交付金と同様、歳出の増額補正に相応する19.5%分、10万9,000円を補正いたします。過年度分21万9,000円は、過年度精算によるものでございます。

8ページをお願いいたします。

上から2段目の款06繰入金、項01一般会計繰入金、目02地域支援事業繰入金（介護予防事業）は過年度精算によるもので、70万2,000円を計上するものでございます。

同じく目03地域支援事業繰入金（包括的支援・任意事業）の現年度分は、国・県と同様に、

歳出の増額補正に相応する19.5%分、10万9,000円を計上するものです。過年度分21万5,000円は過年度精算によるものでございます。

上から3段目の款06繰入金、項02介護サービス事業勘定繰入金は、平成26年度介護サービス事業勘定の実質収支が確定したため、152万5,000円補正するものでございます。

その下の段、款08繰越金は、平成26年度繰越金確定により596万4,000円の増額でございます。続きまして、9ページをお願いいたします。

歳出でございます。

一番上の段、款04諸支出金、項01償還金及び還付加算金、目01保険料還付金は、過年度分の資格喪失者の介護保険料の返納金が当初の見込みよりも多くなると予測されるため、40万円の増額をお願いするものでございます。

その下の目02償還金は、平成26年度分の国・県支払基金からの交付金を精算し、不要となった額を返還するための増額補正2,270万1,000円となっております。

真ん中の段、款04諸支出金の一般会計繰出金は、平成26年度の一般会計からの繰入金の精算に伴い163万5,000円の増額補正となっております。

一番下の段、款05地域支援事業費の包括的支援事業費ですが、介護保険制度改正に伴う研修やセミナー参加のための旅費や研修参加負担金をお願いするものでございます。同じく負担金の説明の一番下の在宅医療・介護連携推進事業負担金は、介護制度改正に伴うもので、可児医師会の協力のもと、地域の医療機関、介護事業者等の所在や情報を載せたマップを作成するものでございます。町単独で作成するのではなく、今回、可児市との共同作業にて実施することが可能となりました。費用負担35万円をお願いするものでございます。

10ページをお願いいたします。

款06予備費でございますが、収支見込みによる調整として39万1,000円の減額補正でございます。

続きまして、介護サービス事業勘定を説明いたします。

13ページをお願いいたします。

歳入につきましては、平成26年度の実質収支額確定に伴い、繰越金を152万5,000円増額するものでございます。

歳出につきましては、保険事業勘定繰出金として、同額の152万5,000円を増額計上させていただいております。お目通しのほど、よろしく願いをいたします。

以上で、議案第33号、34号、35号の説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしく願いをいたします。

議長（大沢まり子君）

ここで暫時休憩といたします。

再開予定時刻は午後 1 時といたします。

午後 0 時 00 分 休憩

午後 1 時 00 分 再開

議長（大沢まり子君）

休憩を解いて再開いたします。

議案第36号 平成27年度御嵩町下水道特別会計補正予算（第1号）について、朗読を省略し、説明を求めます。

上下水道課長 須田和男君。

上下水道課長（須田和男君）

それでは、議案第36号 平成27年度御嵩町下水道特別会計補正予算（第1号）について御説明させていただきます。

補正予算書つづりの薄緑色の表紙、平成27年度御嵩町下水道特別会計補正予算（第1号）をお願いいたします。

本補正予算につきましては、平成26年度決算に伴い繰越金の額が確定しましたので、補正をさせていただきますのでございます。

1枚おめくりいただきまして、1ページ、平成27年度御嵩町の下水道特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによつて、第1条第1項、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,208万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億4,808万2,000円とするものでございます。

4ページをお開きください。

上段、歳入につきましては、平成26年度決算に伴い、款07繰越金を既決額1,600万円に1,208万2,000円を増額補正し、2,808万2,000円とするものです。

下段の歳出におきましては、下水道事業の円滑な推進のため、款02基金積立金、目01下水道基金積立金、節25積立金に歳出と同額の1,208万2,000円を増額し、補正前の下水道基金利子積立金1万5,000円と合わせ、基金積立額を1,209万7,000円とするものでございます。

以上で、議案第36号 平成27年度御嵩町下水道特別会計補正予算（第1号）についての説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（大沢まり子君）

続きまして、議案第37号 御嵩町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について、議案第38号 御嵩町手数料条例の一部を改正する条例の制定について、朗読を省略し、説明を

求めます。

総務防災課長 亀井孝年君。

総務防災課長（亀井孝年君）

それでは、初めに、議案第37号 御嵩町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてを説明いたします。

議案つづりの8ページ、資料つづりの8ページをごらんください。

資料のほうから説明をさせていただきます。

改正趣旨といたしましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、略称で番号法とありますが、この法律がこの10月5日に施行されることに伴い、個人番号（マイナンバー）を含んだ個人情報、条例では特定個人情報とありますが、この取り扱いが追加されるため、所要の改正を行うものでございます。

9ページをお願いします。新旧対照表でございます。

今回の改正は、番号法改正により改正をいたしました。あわせて見直しによる改正も行っています。改正箇所が多岐にわたるため、番号法関連の重立ったものについて説明をさせていただきます。

初めに、第2条でございしますが、この条例に用いる用語の定義をしております。番号法の規定に基づき、個人番号が含まれた情報と含まれない個人情報を明確に区分するため、第4号から第7号までにございます特定個人情報、情報提供等記録、保有特定個人情報、特定個人情報ファイルの定義を追加するものでございます。

第1条、第11条と、次の11ページ、第11条の2は、番号法の施行に伴い、個人番号を含む保有個人情報と含まれない保有個人情報を明確に分けて、利用や提供の制限をかけていくものです。個人番号を含まない個人情報については第11条で、個人番号を含む個人情報につきましては第11条の2で、それぞれ利用、提供の制限に関する規定を追加するものでございます。

また、11条の2におきまして、人の生命、身体、または財産の保護のために必要がある場合ということで、個人番号を利用することができる分野の1つとして災害対策がございしますが、ここでその利用範囲が定められているものでございます。

第12条は、保有特定個人情報の利用や提供の範囲が番号法に決められており、条例で保護の措置要求を定める必要がないことから、適用除外の規定を追加するものでございます。

次のページ、13条の2から13条の4につきましては、番号法の規定により、地方公共団体が特定個人情報を保有して事務を行う場合、保護措置を適切に講じているかどうかを確認する特定個人情報保護評価という作業を行い、公表することが義務づけられています。また、国の組織である特定個人情報保護審査会が定める規則において、この特定個人情報保護評価の一部に

識見を有する第三者の点検を受けることが定められていることから、御嵩町では、御嵩町情報公開個人情報保護審査会を識見を有する第三者として、第13条の2において、特定個人情報評価を行った際の第三者の点検に関する規定を追加いたしまして、第13条の3においては、特定個人情報ファイルを保有するときの通知に関する規定を追加するものでございます。

14ページをお願いします。

第13条の4は、保有する特定個人情報ファイルの内容がどのようなものを記載した帳簿の公表に関する規定を追加するものでございます。

次の15ページをお願いします。

第15条の第2項は、番号法第29条及び第30条において、特定個人情報の開示を請求できる者に、法定代理人のほか、民法上の任意代理人、本人の委任による代理人が追加されていることから、この条例においても同様の規定を追加し、個人番号を含む個人情報と含まない個人情報の取り扱いを明確に区分する規定となっております。

次のページ、第16条、第17条は、個人情報の開示請求に係る請求範囲に、先ほど御説明いたしました代理人に関し、用語の改正を行うものでございます。

次の17ページをお願いします。

第22条は、特定個人情報について、個人番号を含まない個人情報については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第10条の規定を準用し、開示決定までの期間を30日とする旨の規定を追加するものでございます。

第25条につきましては、保有個人情報について、ほかの制度による開示が認められている場合、当該制度によるという調整規定でございますが、特定個人情報につきましては、個人がみずからの情報をどのように利用や提供がされているかを確認できるマイナポータルという仕組みが平成29年1月からスタートする予定であることから、この調整規定を除外する改正を行うものでございます。

次のページ、第26条は、個人番号を含む含まないを問わず、個人情報の開示に係る手数料が無料であることを明示するため、追加です。

第27条、第28条につきましては、開示請求と同じく、訂正請求についても代理人に関し、用語の改正でございます。

次の19ページをお願いします。

第32条は、番号法第30条の規定により、訂正請求に基づき、情報提供等記録の訂正を行う場合には、総務大臣等に通知することが定められていることから、同様の改正を行うものでございます。

第33条は、番号法に定められた業務以外に特定個人情報が利用されている場合、その利用停

止請求を行うことが番号法第29条に規定されていることから、新たに第2項として追加するものでございます。また、開示請求や訂正請求と同様に、代理人に関し、用語の改正を行うものでございます。

21ページをお願いします。

第34条は、代理人に関し、用語の改正を行うものです。

23ページをお願いします。

個人情報保護条例の一部改正に合わせまして、御嵩町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正するものでございます。

所掌事務に、特定個人情報保護評価について点検を行うことを追加するものでございます。

議案つづりのほうに戻りまして、12ページをお願いします。

附則でございますが、施行期日につきましては、番号法の施行期日に合わせまして平成27年10月5日としております。

以上で、議案第37号 御嵩町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第38号 御嵩町手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを御説明させていただきます。

議案つづりににつきましては13ページ、資料つづりににつきましては24ページとなっております。資料のほうで説明をさせていただきます。

改正の趣旨につきましては、番号法の施行に伴い、個人番号の通知カード及び個人番号カードの再発行手数料の取り扱いが追加されるため、所要の改正を行うものでございます。

主な改正内容といたしまして、1点目は、これまで利用されてきました住民基本台帳カードについて、個人番号カードがこれにかわるものになるため、平成28年1月以降発行されなくなることから、条例の別表からその規定を削る改正を行うものでございます。

2点目は、通知カード及び個人番号カードは最初は無料で交付されますが、再発行の場合は、通知カードについては500円、個人番号カードについては800円の手数料を定めるもので、金額につきましては総務省の目安と同額でございます。

施行期日につきましては、番号法の施行期日に従い、通知カードに関する規定については平成27年10月5日から、住民基本台帳カード及び個人番号カードに関する規定につきましては平成28年1月1日から、それぞれ施行するものでございます。

次のページからは新旧対照表となっております。後ほどお目通しをお願いします。

以上で、議案第38号 御嵩町手数料条例の一部を改正する条例の制定についての御説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（大沢まり子君）

議案第39号 御嵩町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、朗読を省略し、説明を求めます。

福祉課長 佐久間英明君。

福祉課長（佐久間英明君）

それでは、議案第39号について御説明申し上げます。

議案つづりの14ページをお開き願います。

御嵩町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めるというものであります。

内容につきましては、資料つづりの27ページから概要と新旧対照表を掲載しておりますので、そちらで御説明いたします。

27ページをお開き願います。

平成24年に子ども・子育て関連3法が成立し、今年度から子ども・子育て支援新制度の運用が始まりましたが、厚生労働省令として定めています家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴いまして、町条例で定めます当該基準に従うべき基準について改正をするものであります。

この概要のところの1番、改正内容としまして、乳児4人以上を入所させる保育所に係る保育士の数の算定について、保健師、または看護師という規定に加えまして、准看護師についても1人に限って保育士とみなすことができるとする内容であります。

今回の改正は、保育所において、保健師、または看護師の確保が困難であるとの地域の実情に鑑みて行われるものです。

その下、2. その他のところですが、家庭的保育事業等というところですが、子ども・子育て支援新制度におきまして市町村の認可事業として位置づけられまして、設備及び運営の基準等は、昨年9月に御嵩町も町条例を制定しています。以下に記載する4つの保育事業を総称して「家庭的保育事業等」と表記しています。

施行期日は、公布の日からとしています。

続きまして、次の28ページ、29ページの新旧対照表ですけれども、第29条、それから第31条では小規模保育事業について、その次の第44条、次のページにかかりますが第47条においては事業所内保育事業について、それぞれ職員の配置基準を定めているものであります。

改正分につきましては、後ほどお目通しをお願いしたいと思います。

以上で説明を終わります。

議長（大沢まり子君）

議案第40号 工事請負契約の締結について、朗読を省略し、説明を求めます。

亜炭鉱廃坑対策室長 鍵谷和宏君。

亜炭鉱廃坑対策室長（鍵谷和宏君）

それでは、議案第40号 工事請負契約の締結についてを説明させていただきます。

お手元の議案つづりの15ページをお願いいたします。

南海トラフ巨大地震亜炭鉱跡防災モデル事業第2期防災工事の区域に隣接する町道の一部において、空洞充填工事を実施する平成27年度防災安全交付金事業路面安全対策亜炭鉱廃坑充填工事につきまして、工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び御嵩町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものです。

契約の方法は、随意契約。

契約金額は6,480万円です。

契約の相手方は、亜炭鉱防災モデル事業の第2期防災工事と同じく、飛島・大日本土木・御嵩重機特定建設工事共同企業体です。代表構成員は、飛島建設株式会社名古屋支店、支店長坂晃吉、構成員は、大日本土木株式会社と株式会社御嵩重機建設です。

本工事は、国土交通省の防災安全交付金を活用して実施する予定でございます。

議案第40号の資料につきましては、お手元の資料の資料つづり30ページ、31ページをお願いいたします。

資料つづり30ページ、31ページには工事請負仮契約書の写しを、続きまして、32ページには随意契約報告書を、33ページには工事の実施箇所図を添付してありますので、よろしく願いいたします。

33ページの工事実施箇所図をごらんください。

ここに記載してありますように、工事延長は61メートルを予定しております。右下の工事概要に記載してありますように、調査により採掘空洞は上下2層、2段に存在することを想定しておりますので、そのような記述になっております。充填工は全体で1,679立米を予定しております。以上となります。

以上、御審議のほど、よろしく願いいたします。

議長（大沢まり子君）

議案第41号 工事請負契約の締結について、議案第42号 工事請負契約の締結について、朗読を省略し、説明を求めます。

上下水道課長 須田和男君。

上下水道課長（須田和男君）

それでは、議案第41号、42号について御説明をさせていただきます。

初めに、第41号について御説明を申し上げます。

議案つづりは16ページをお願いします。

次のとおり工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び御嵩町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的としましては、下水道管渠改築第4期工事。

契約の方法ですが、条件付き一般競争入札。

契約金額につきましては7,020万円。

契約の相手方は、岐阜県可児郡御嵩町比衣433番地、株式会社御嵩重機建設、代表取締役吉田廣美でございます。

資料つづりの34ページをお願いします。

こちらには工事請負仮契約書の写しを、次の35ページには入札執行結果公表一覧表をお示ししております。

次の36ページ、今回施行する概要図をごらんいただきたいと思います。

この工事は、大庭台団地内の下水道管渠更生工事として平成25年度より継続して実施しております。今回は第4期工事となります。工事の内容としましては、管渠の内面被覆工として709.5メートル、人孔接続部の耐震化工、マンホールと汚水管の接続部の耐震化工になりますが、これを42カ所、人孔改築工、マンホール本体の修繕工事を20カ所施行するものであります。

以上で、議案第41号の説明を終わります。

続きまして、議案第42号 工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

議案つづりは17ページをお願いいたします。

次のとおり工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び御嵩町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的としましては、上之郷污水幹線（第8工区）工事でございます。

契約の方法は、条件付き一般競争入札。

契約金額は6,253万2,000円。

契約の相手方としましては、岐阜県可児郡御嵩町中切960番地1、株式会社天野建設、代表取締役 天野和孝でございます。

資料つづりの37ページをお願いいたします。

こちらには工事請負仮契約書の写しを、38ページには入札執行結果公表一覧表をつけてござ

いますので、後ほどお目通しをお願いしまして、1枚おめくりいただいて、次の39ページの施工箇所図をごらんいただきたいと思ひます。

今回の第8工区工事としましては、平成26年度事業として施行しました第7工区工事の続きを行うもので、ちょうど井尻のサークルK東側で国道を横断しますが、この区間の推進工98.4メートル、国道横断後の開削工としまして302.7メートル、合わせまして本管を401.1メートル、それと国道北側、井尻公民館東側町道にサービス管を布設する開削工67.7メートルを施行するものでございます。

以上で、議案第41号、第42号の説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長（大沢まり子君）

議案第43号 財産の取得について、朗読を省略し、説明を求めます。

企画課長 各務元規君。

企画課長（各務元規君）

それでは、議案第43号 財産の取得について御説明いたします。

議案書つづり18ページをお開きください。

地方自治法第96条第1項第8号及び御嵩町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

取得する物品は、出先機関と本庁とのネットワークの中継を行う基幹ネットワーク機器であります。

取得の方法は随意契約。

取得金額は1,209万6,000円。

取得の相手方は、岐阜県岐阜市吉野町6丁目6番地、トーテックアメニティ株式会社岐阜事業所、所長 大橋卓也であります。

なお、資料つづり40ページから41ページに売買仮契約書及び随意契約報告書を添付しておりますので、お目通しをお願いいたします。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長（大沢まり子君）

議案第44号 財産の取得について、朗読を省略し、説明を求めます。

教育参事 田中秀典君。

教育参事兼学校教育課長（田中秀典君）

それでは、議案第44号 財産の取得について御説明申し上げます。

議案書つづり19ページ、資料つづりは42ページをお願いいたします。

物品を取得したいので、地方自治法第96条第1項第8号及び御嵩町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

取得する物品は、教職員用シンククライアントシステム用端末106台でございます。

取得の方法は指名競争入札でございます。

取得金額は2,160万円でございます。

取得の相手方は、岐阜県可児市羽崎495番地1、中部事務機株式会社東濃支店、代表取締役辻慶一でございます。

なお、資料つづり42ページから43ページに売買仮契約書及び入札執行結果公表一覧表を添付してありますので、お目通しください。

以上で、議案第44号 財産の取得についての説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いをいたします。

議長（大沢まり子君）

発議第2号 御嵩町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について、朗読を省略し、説明を求めます。

7番 安藤雅子さん。

7番（安藤雅子君）

それでは、提案理由の説明をさせていただきます。

内容は、資料つづりその2の裏面、新旧対照表をごらんください。

御嵩町議会会議規則の第2条に、2項として、「議員が出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる」を追加するものです。

また、現状に合わせて、第51条1項中、「、起立して」を「、挙手して」に改め、同条第2項中、「起立」を「挙手」に、「、先起立者」を「、先挙手者」に改めるものです。

以上で説明を終わります。よろしくお願いをいたします。

議案の審議及び採決

議長（大沢まり子君）

日程第6、議案の審議及び採決を行います。

議案第29号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ここで、事務局に答申案を配付させます。

〔答申案配付〕

議案第29号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、採決を行います。

お諮りします。本件に対する議会の意見については、ただいまお手元に配付しましたとおり、適任とする答申としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第29号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきましては、お手元に配付しました意見のとおり答申することに決定しました。

議長（大沢まり子君）

議案第30号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第30号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第30号は原案のとおり同意されました。

議長（大沢まり子君）

議案第31号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第31号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第31号は原案のとおり同意されました。

議長（大沢まり子君）

続いて、議案第40号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第40号 工事請負契約の締結について、採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

議長（大沢まり子君）

続いて、議案第41号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第41号 工事請負契約の締結について、採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

議長（大沢まり子君）

続いて、議案第42号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第42号 工事請負契約の締結について、採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

散会の宣告

議長（大沢まり子君）

以上で本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は9月7日月曜日午前9時より開会しますので、よろしく申し上げます。

これにて散会いたします。御苦労さまでした。

午後1時43分 散会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

